

戸田市バリアフリー基本構想 案

令和4年3月

戸 田 市

だれもが

認めあい、話しあい、支えあい、

安全・安心に暮らせるまち

を目指していきます



本市の市民の平均年齢は41.2歳と若いまちであり、人口も増加し続けていますが、一方で急激な高齢化と少子化が同時進行することが今後予測されております。このような中、高齢者や障がい者なども含めたすべての市民が同じように生活できるSDGsの「誰一人取り残さない」という視点を取り入れた「住み続けられるまち」の実現が求められます。

すべての市民が住みやすいまちづくりを行うためには、生活上不便を感じる機会の多い高齢者、障がい者、乳幼児を連れた方などのニーズをくみ取り、施策に反映させることが重要です。そして、配慮が必要な方々が、生活の中でどのようなことが障壁となっていて不便を感じているのか、その不便をどのように解消すればよいのか、今一度本当のバリアフリーとは何かを考える必要があります。

そこで本市では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、令和2年度（2020年度）に「戸田市移動等円滑化促進方針」を策定し、市内のバリアフリー化の推進を図ってきました。そしてこのたび、促進方針を実現するための具体的な事業を示す計画として、「戸田市バリアフリー基本構想」を策定しました。基本構想では、「だれもが認めあい、話しあい、支えあい、安全・安心に暮らせるまち」の目標を促進方針から引き継ぎ、市内の3駅を中心に、重点的かつ一体的にバリアフリー化を進めていきます。今後も、市民の皆様、関係事業者の皆様のお力添えをいただきながら、ハード・ソフト両面のバリアフリー施策の継続的な発展に向け、計画的に取り組んでまいります。

結びに、基本構想の策定にあたり、コロナ禍においても貴重なご意見ご提言をいただきました策定協議会委員の皆様をはじめ、関係事業者の皆様など多くの方々のご協力を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

令和4年（2022年）3月

戸田市長

菅原文仁

目次

第1章	はじめに	1
1-1	基本構想策定の目的.....	1
1-2	基本構想の位置づけ.....	3
1-3	検討の進め方.....	5
第2章	バリアフリー化の基本目標と基本方針	10
2-1	促進方針の概要.....	10
2-2	基本目標と基本方針.....	14
第3章	重点整備地区の設定	16
3-1	重点整備地区の設定.....	16
3-2	生活関連施設・生活関連経路の設定.....	16
第4章	重点整備地区におけるバリアフリー化の促進	21
4-1	バリアフリー化に関する主な基準等.....	21
4-2	バリアフリー化の実施における配慮事項.....	22
第5章	特定事業の内容	31
5-1	公共交通特定事業.....	34
5-2	道路特定事業.....	39
5-3	交通安全特定事業.....	74
5-4	建築物特定事業.....	75
5-5	都市公園特定事業.....	91
5-6	教育啓発特定事業（心のバリアフリー）.....	92
第6章	バリアフリーに関する情報提供の取組	93
6-1	本市における情報のバリアフリーの現状.....	93
6-2	情報のバリアフリー促進のための取組.....	94
第7章	基本構想の実現に向けて	96
7-1	特定事業計画の作成.....	96
7-2	事業実施段階での市民意見の反映及び相互理解の促進.....	96
7-3	基本構想の継続的な見直し.....	97
参考資料		
参考1	戸田市バリアフリー基本構想策定協議会 要綱.....	98
参考2	戸田市バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿.....	102

第1章 はじめに

1-1 基本構想策定の目的

(1) 策定の目的

本市では、平成30年（2018年）5月の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）の改正により、市町村における移動等円滑化促進方針（以下「促進方針」という。）及びバリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の策定が努力義務となったことを踏まえ、市のバリアフリー推進の考え方を示すことを目的として、令和3年（2021年）3月に「戸田市移動等円滑化促進方針」を策定しました。

引き続き、バリアフリー法に基づく基本構想を策定し、促進方針を実現するための具体的な事業を示します。

新設・新築を行う一定の施設等には、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合義務が課せられており、バリアフリー化が図られます。基準への適合義務が課されない既存の施設等については、基本構想に特定事業を定めることで、特定事業を実施する者に、特定事業計画の作成とこれに基づく事業の実施義務が課せられ、バリアフリー化を図ることができます。

また、施設の境界等でバリアフリー整備が不連続にならないよう、協議会等により施設設置管理者相互の連携・調整を行い、面的・一体的なバリアフリー化を図ることができます。

このように、基本構想は既存の施設のうち、相当数の高齢者、障がい者等[※]が利用する旅客施設、官公庁施設等の多様な施設（生活関連施設）のバリアフリー化と、これらを結ぶ経路（生活関連経路）の面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的とするものです。

(2) 促進方針及び基本構想で定める事項

市町村は、国が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、移動等円滑化促進地区（以下「促進地区」という。）・重点整備地区について、促進方針及び基本構想を策定するよう努めることとされています。

促進方針及び基本構想で定めるべき事項は重複するものもありますが、基本構想では、バリアフリー法（第25条等）に基づき、重点整備地区において、面的・一体的なバリアフリー化を推進するために必要な事業を特定事業として定めることとしています。

促進地区・重点整備地区の要件、促進方針・基本構想で定める事項については、次ページに示します。

※ 高齢者、障がい者等：高齢者、全ての障がい者、妊産婦、けが人等、日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受ける者

表 促進地区・重点整備地区の要件

促進地区（法 2 条 23）	重点整備地区（法 2 条 24）
イ 生活関連施設 ^{※1} の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。（共通）	
ロ 生活関連施設及び生活関連経路 ^{※2} を構成する一般交通用施設 ^{※3} について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。	ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
ハ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。	ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

※1 生活関連施設：高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

※2 生活関連経路：生活関連施設相互間の経路

※3 一般交通用施設：道路、駅前交通広場、通路その他の一般交通の用に供する施設

表 促進方針・基本構想で定める事項

促進方針で定める事項（法 24 条の 2）	基本構想で定める事項（法 25 条）
● 促進地区の位置及び区域	● 重点整備地区 の位置及び区域
● 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項	● 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
● 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項	● 移動等円滑化のために実施すべき 特定事業その他の事業 に関する事項
● その他促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項	● その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
● 促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努める	● 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努める
● 市町村が行う促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる	● 市町村が行う重点整備地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる
● 移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものの届出について定める	—

※ 青字：基本構想のみで定める内容

1-2 基本構想の位置づけ

(1) 国が定める移動等円滑化の目標

国の基本方針では、移動等円滑化の目標として、令和7年度末（2025年度末）までに全国で以下の事項を達成することを目標としています。

表 各施設等の移動等円滑化の目標（船舶及び航空に関するものは省略）

施設・車両等		令和7年度末（2025年度末）までの目標（全国値）	
鉄軌道	鉄軌道駅	<ul style="list-style-type: none"> 3,000人以上/日及び基本構想の生活関連施設に位置づけられた2,000人以上/日の施設を原則100% 利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 大規模駅ではバリアフリールートの複数化 可能な限りプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間の縮小 	
	ホームドア・可動式ホーム柵	<ul style="list-style-type: none"> 全体で3,000番線 10万人/日以上以上の駅は800番線 	
	鉄軌道車両	<ul style="list-style-type: none"> 約70% 	
バス	バスターミナル	<ul style="list-style-type: none"> 3,000人以上/日及び基本構想の生活関連施設に位置づけられた2,000人以上/日の施設を原則100% 利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化 	
	乗合バス	ノンステップバス	<ul style="list-style-type: none"> 約80%（リフト付きバス等を除く）
		リフト付きバス等	<ul style="list-style-type: none"> 適用除外認定車両の約25% 指定空港への路線のバリアフリー車両導入50%
貸切バス	リフト付きバス等	<ul style="list-style-type: none"> 約2,100台 	
タクシー	福祉タクシー車両	<ul style="list-style-type: none"> 約90,000台 各都道府県における総車両数の25%をユニバーサルデザインタクシーとする 	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	<ul style="list-style-type: none"> 約70% 	
都市公園	特定公園施設（園路・広場）	<ul style="list-style-type: none"> 2ha以上の施設の約70% 利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 	
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 2ha以上の施設の約60% 利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 	
	便所	<ul style="list-style-type: none"> 2ha以上の施設の約70% 利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 	
路外駐車場	特定路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 約75% 	
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物（2000㎡以上の特別特定建築物）	<ul style="list-style-type: none"> 約67% 床面積の合計が2000㎡未満の施設のバリアフリー化促進 ※公立小学校等は文部科学省の目標に沿ってバリアフリー化を実施 	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	<ul style="list-style-type: none"> 道路・交通の状況に応じ必要な部分について原則100%（音響式・エスコートゾーン※1） 	
基本構想等	促進方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> 約350自治体 	
	基本構想の作成	<ul style="list-style-type: none"> 約450自治体 	
心のバリアフリー※2		<ul style="list-style-type: none"> 「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50% 高齢者、障がい者等の立場を理解して行動ができていない人の割合を原則100% 	

（「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ）（国土交通省）」を基に作成）

※1 エスコートゾーン：道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障がい者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと。

※2 心のバリアフリー：様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと（ユニバーサルデザイン 2020 行動計画より）。

(2) 計画期間

バリアフリー法に基づき、バリアフリー化事業の実施状況の調査・分析・評価をおおむね5年ごとに行うよう努めることから、令和3年度～令和12年度（2021年度～2030年度）を基本構想の計画期間とします。

(3) 位置づけ

基本構想は、促進方針で示した考え方に基づき、方針を実現するための具体的な事業を示す計画として、バリアフリー法や国の基本方針に基づき策定します。

策定にあたり、市の上位計画である戸田市総合振興計画との整合性を図るとともに、バリアフリーのまちづくりに関わるハード系・ソフト系の関連計画や都市基盤整備事業等と連携し、バリアフリー化を進めていくものとします。

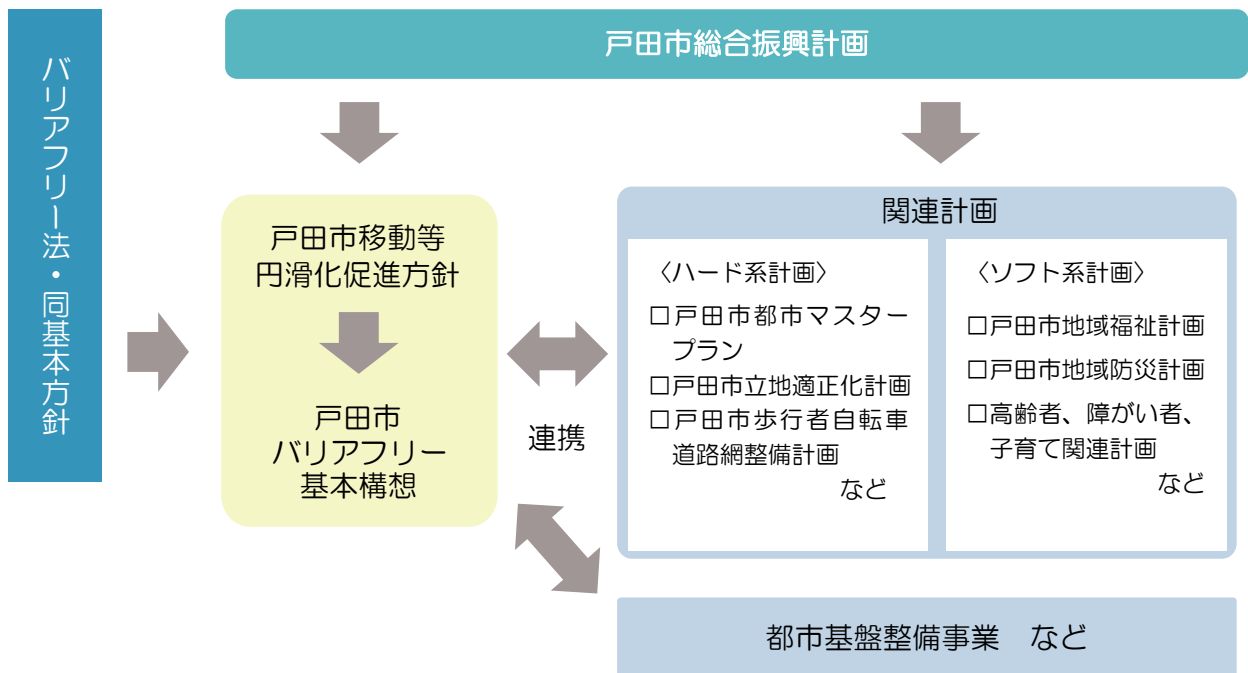


図 基本構想の位置づけ

1-3 検討の進め方

(1) 検討の流れ

促進方針のさらなる内容の拡充を図る基本構想の策定に向け、令和3年度（2021年度）は、戸田市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「策定協議会」という。）を中心に、まち歩きワークショップ及び事業者説明等を実施し、検討を進めました。

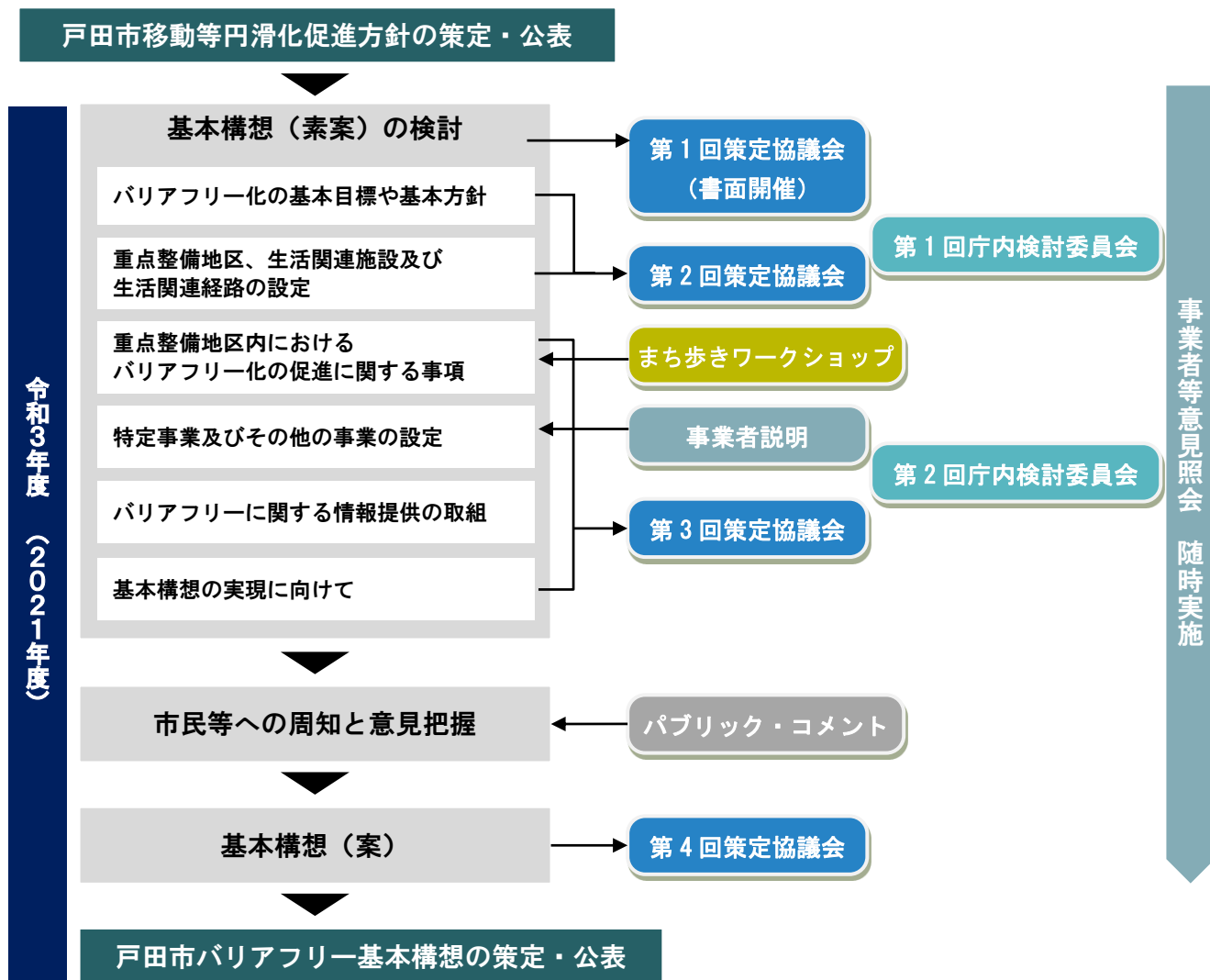


図 検討の流れ

(2) 検討体制

基本構想の策定にあたり、策定協議会を中心に、下記の体制で高齢者・障がい者等や施設設置管理者等（公共交通事業者、道路管理者、公園管理者及び建築主等）、広く市民の意見を収集する機会を設けて検討を進めました。

組織・活動	活動目的	参加者の構成
策定協議会	基本構想に関する協議・調整や合意形成を行う母体。法に基づいて設置する。	学識経験者・障がい者団体・高齢者団体・子育て支援団体・施設設置管理者・関係行政機関等
まち歩きワークショップ	多様な主体の参画による現地確認・意見交換を行い、バリアフリーに関する課題を把握する。	市に在住の高齢者・障がい者等 視察対象施設の管理者（現地協力）
事業者への説明 意見照会	生活関連施設・経路の管理者等にバリアフリーの課題を伝え、特定事業の設定に向けた調整を行う。策定協議会検討内容について、施設設置管理者等に事前調整・報告し、随時意見を把握する。	施設設置管理者等・行政関係者（庁内）
パブリック・コメント	基本構想（案）を広く周知し、意見を把握する。	市民等全般
庁内検討委員会	庁内の意見等を集約し、基本構想素案を検討する。	都市交通課、道路管理課、土地区画整理事務所、資産経営課、協働推進課、みどり公園課、福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課、こども家庭支援室、教育政策室

図 検討体制

(3) 市民の意見

まち歩きワークショップ（令和3年度（2021年度））

① 開催目的

基本構想の検討に際し、施設や経路等のバリアフリーについて、より具体的なイメージを持っていただけるよう、令和2年度（2020年度）に引き続き市民参加型のまち歩き・意見交換を実施しました。

② 開催概要

開催概要を以下に示します。

表 まち歩きワークショップの概要

日程	令和3年（2021年）7月1日（木） 午後1時～午後5時
参加者	市民参加者：11名 事務局：10名
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・資料説明（開催目的、当日の進め方など） ・現地視察（北戸田駅班、戸田駅班、戸田公園駅班の3班で実施） ・意見交換（各班で実施 会場：戸田市役所） ・意見共有



写真 まち歩きワークショップの様子

③ 視察対象施設・経路

北戸田駅周辺1班、戸田駅周辺1班、戸田公園駅周辺1班の3班構成で視察を行いました。

表 視察対象施設・経路

	【A班】北戸田駅周辺	【B班】戸田駅周辺	【C班】戸田公園駅周辺
旅客施設	北戸田駅	戸田駅、駅前交通広場	戸田公園駅
道路	市道・県道・国道	市道	県道
公共・公益施設	スポーツセンター 中央図書館・郷土博物館	文化会館	
保健・福祉施設		福祉保健センター	心身障害者福祉センター
商業施設	イオンモール北戸田	ヤオコー戸田駅前店	ビーンズ戸田公園
宿泊施設			東横 INN 埼玉戸田公園 駅西口

④ 主な意見

まち歩きワークショップでの主な意見を以下に示します。

表 意見の概要

項目	主な意見（◎：良い点、△：課題として指摘された点、☆：その他の意見）
旅客施設	通路 ◎ 視覚障害者誘導用ブロック（以下「誘導用ブロック」という。）が連続的にあって良かった。 △ 改札口外の通路に水たまりができており、滑りやすくなっていた。
	改札口 △ 自動改札の幅が狭く、車いすや大型ベビーカーが通行できない。 △ 改札口に駅員がいないことが多く、インターホンを押してもすぐに来ないため、困ったときに不便である。 △ 改札口付近に案内図や駅員を呼ぶボタンなどを集約した方が便利で良い。
	窓口・券売機 △ 券売機に蹴込みがなく、タッチパネルの位置が高いため、車いす目線では見にくい。 △ 聴覚障がい者が困った時に連絡を取れる方法を確保してほしい。 △ 困った時に駅員を呼ぶボタンがあると良い。 △ 構内を案内してくれるサービスがあると良い。 △ 誘導用ブロックが敷かれているが、改札口、みどりの窓口、券売機への分岐が多く、わかりにくい。
	案内 ◎ 時刻表が低い位置にあり、車いす目線でも見やすい。 △ 時刻表に点字がなかった。 △ 改札口を出てから周辺施設への案内サインがほしい。
	駅前交通広場 通路（戸田駅） ◎ 駅前交通広場通路には段差がなく、スロープも整備されているので良い。 ☆ 現在工事中の駅前交通広場整備では、屋根の設置について検討してほしい。
	駅前交通広場 その他（戸田駅） ◎ 戸田駅西口には車いす使用者用トイレが設置されており、車いすが十分に転回できるスペースが確保されていて良い。 △ 戸田駅西口の車いす使用者用トイレへの誘導用ブロックは、トイレの開閉ボタンの位置に向かって設置すべき。 △ 車いすでそのまま乗れるタクシーがほしい。
道路	歩道 ◎ 車道に自転車通行帯があり、歩道が広くて安心である。 ◎ 音響式信号機があり、視覚障がい者の横断に配慮されていると感じた。 △ 誘導用ブロックが車両の乗り入れにより削れてしまっているところがある。 △ 目の粗い側溝蓋が続いている。 △ 工事を重ねた箇所は舗装に凹凸が発生しており、がたつきが多い。 △ 歩道と沿道施設の間に段差が生じないようにしてほしい。
	交差点（横断歩道、信号機など） ◎ 巻き込み部には、突起のある歩車道境界ブロックが設置されていた。 △ 交差点は、横断歩道に向かって勾配が大きいところがある。 △ 線状の誘導用ブロックが短く、方向がつかめずに交差点に入ってしまう箇所がある。 △ 歩車道境界は少しの段差でも車いすの前輪がひっかかってしまう。 △ エスコートゾーンやバリアフリー対応信号機をもっと増やしてほしい。
	その他 ☆ 土地区画整理事業などで道路整備が進むが、実際に車いすで通ってみたり、視覚障がい者等と検証したりすることで整備水準を確かめるべきであると思った。

項目	主な意見（◎：良い点、△：課題として指摘された点、☆：その他の意見）
建築物	出入口・敷地内通路・駐車場 ◎ 今よりも障がい者用駐車スペースが増えるのは良い。 △ 敷地内通路への誘導用ブロックがなく、商業施設は公共施設に比べて誘導用ブロックが少なくなると感じる。 △ 誘導用ブロックについて、出入口への誘導の仕方、連続性、色合い等の問題があり、全般的に見直し、整理が必要と感じた。
	建物内通路 △ ステンレス製の誘導用ブロックは、視認性に問題があると感じた。 △ 誘導用ブロック部分のカーペットの色使いが色弱者※1にわかりにくい箇所がある。
	上下移動（エレベーター、階段） ◎ エレベーターの基数が多く、内部空間も広くて良かった。 △ 鏡が足元までなく、車いす利用者等にとって不便であると感じた。 △ 段鼻が強調されていない階段は、視覚障がい者などにわかりにくい。
	トイレ ◎ 一般トイレ内に幅広のトイレがあるのは良い。 ◎ 車いす利用者用トイレは比較的広いので、改修時には大型ベッドを導入してほしい。 △ 一般トイレにも少なくとも1つは手すり付きの便房があると良い。 △ 男女トイレそれぞれにベビーチェア、おむつ替えシートを導入してほしい。 △ 車いす利用者用トイレ内のゴミ箱が、可動式手すりの横にあり邪魔になっている。
	授乳室 ◎ 赤ちゃん休憩室という名前で男性でも入りやすいと感じ、男女で利用しているのが確認できた。 ◎ 授乳室に給湯器やカーテンなどがあり、設備が整っていて良い。
	案内 ◎ 施設内部の案内は充実していた。 ◎ 触知案内図が設置されていた。 △ 案内サインの位置が全体的に高いと感じた。 △ インフォメーションにたどり着くまでの案内が十分でない。
	その他（人的対応（心のバリアフリー）など） ◎ 従業員による人的支援が良いと聞いた。 △ 筆談用具の備えはあったが、受付の人に尋ねなければわからないため、耳マーク等を設置してほしい。 △ 公共施設等は、誰もが利用できることが伝わる雰囲気を出してほしい。
その他	△ バリアフリーマップ（いいとだマップ）に設備の情報提供をしてほしい。 △ 公共施設には、性的マイノリティ※2への対応として男女共用トイレの導入も検討すべきであると思う。 △ 公共施設整備・改修時にこれらの意見が反映されるようにする必要がある。 △ 交通マナーや障がい者への配慮について、しっかり啓発してほしい。 △ 身近に障がいを持つ子どもたちが遊べる場所がない。

※1 色弱者：一般と比べて色の見え方に違いがある人のこと。

※2 性的マイノリティ：LGBT（L：レズビアン、G：ゲイ、B：バイセクシャル、T：トランスジェンダー）等、性的指向や性自認において少数者である人々のこと。

第2章

バリアフリー化の基本目標と基本方針

2-1 促進方針の概要

(1) 目的

平成30年(2018年)11月のバリアフリー法の改正により、市町村における促進方針・基本構想の策定が努力義務となったことを踏まえ、本市では、将来的な人口減少・少子高齢化に向けた対策の一つとして、市の特色を踏まえたバリアフリー推進の考え方を示すことを目的として、「戸田市移動等円滑化促進方針」を定めました。

(2) 計画期間

計画期間は、令和3年度～令和12年度(2021年度～2030年度)としています。

(3) 促進地区の設定

令和元年度(2019年度)に実施したアンケート調査結果より、市民の主な移動手段である鉄道駅周辺に日常的に多く利用される施設が立地している状況及び、戸田市立地適正化計画で定めている都市機能誘導区域を踏まえ、「北戸田駅・戸田駅・戸田公園駅」を一体的にとらえ、各鉄道駅から半径1km圏内にある主要な施設を包括する地区を促進地区に設定しています。

※戸田公園の一部は1km圏を超えていますが、公園区域を含む地区範囲としています。

(4) 生活関連施設・生活関連経路の設定

① 生活関連施設

アンケート調査結果の施設利用状況等を踏まえ、促進地区内において、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などを生活関連施設に定めています。

表 生活関連施設 選定条件

項目	生活関連施設
旅客施設	鉄道駅(1日平均乗降者数3,000人/日以上)
公共・公益施設	市役所・支所(窓口)、福祉センター、コミュニティ施設、図書館、スポーツ施設、児童施設
保健・福祉施設	主に高齢者・障がい者等が利用する保健施設・福祉施設
医療施設	病院(病床数20床以上)
商業施設	大規模小売店舗立地法の届出施設(店舗床面積1,000㎡以上)
遊興施設	戸田競艇場(鉄道駅から1kmを超える施設であるが、戸田公園敷地内に所在しているため選定)
宿泊施設	客室数50室以上のホテル又は旅館
公園・緑地	広域的な利用が見込まれる公園・緑地 (総合公園・近隣公園・都市緑地のうち面積1ha以上のもの)

② 生活関連経路

施設の立地状況と関連計画における位置づけを踏まえ、生活関連施設相互をつなぐ経路を以下の条件に沿って生活関連経路に定めています。

- ① 歩行者ネットワーク*を基本とし、駅から生活関連施設間を結ぶ経路を設定する。
- ② 歩行者ネットワークに面していない施設については、歩行者ネットワークから分岐させた経路を設定する。
- ③ 促進地区内の歩行者ネットワークは、原則、生活関連経路として設定する。

※歩行者ネットワーク：第2次戸田市歩行者自転車道路網整備計画（令和3年（2021年）4月）に定める歩行者ネットワーク路線のこと。

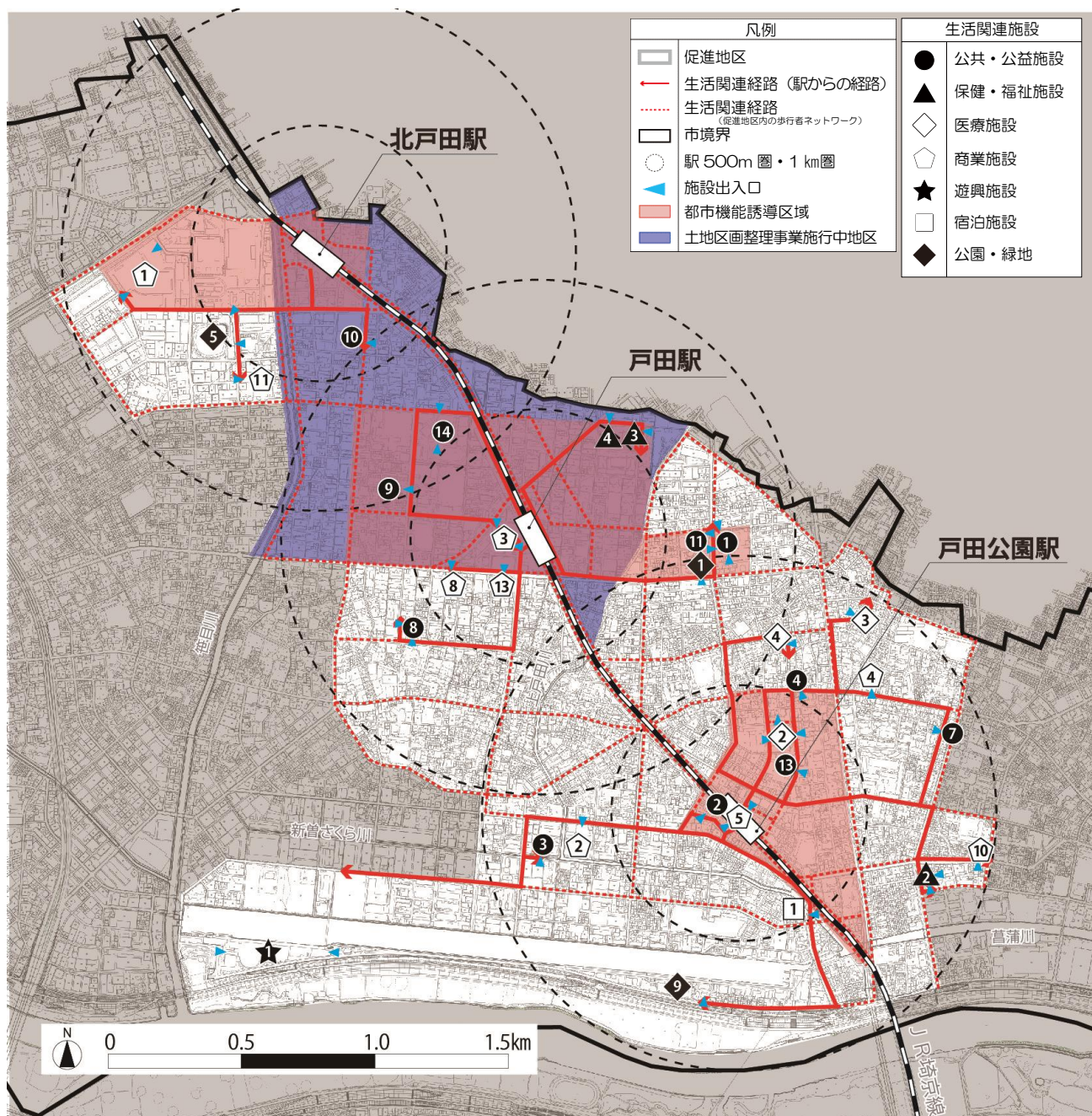


図 促進地区

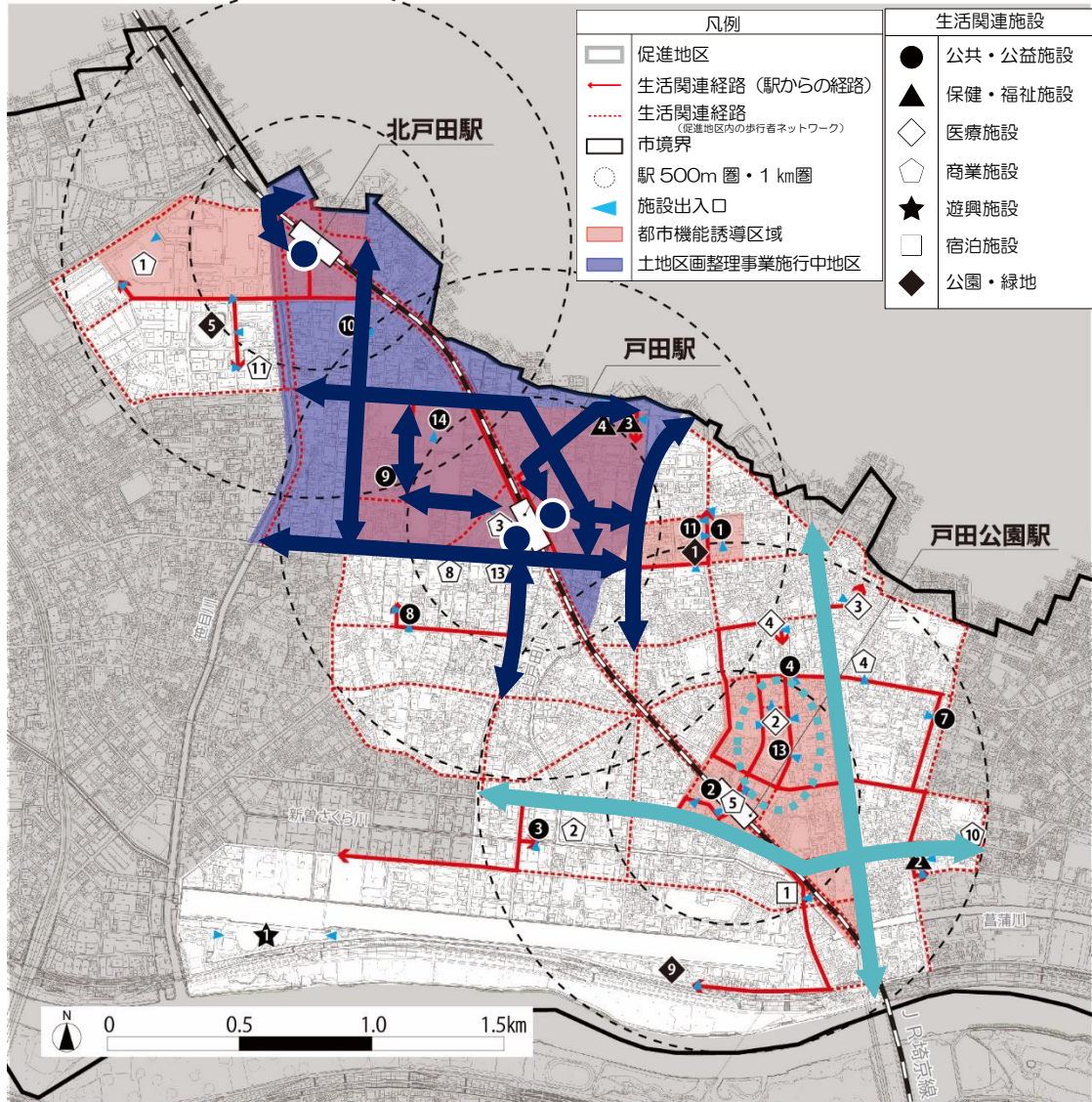
表 生活関連施設 一覧

項目	記号	施設名
旅客施設		JR 北戸田駅 JR 戸田駅 JR 戸田公園駅
公共・ 公益施設	① ② ③ ④ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑬ ⑭	戸田市役所 戸田公園駅前行政センター (出張所・駅前配本所・駅前子育て広場・観光情報館トピック) 戸田市役所新曽南庁舎 (新曽南多世代交流館さくらパル、新曽地域包括支援センター) 上戸田地域交流センターあいパル(図書館上戸田分館) 東部福祉センター(下戸田公民館・図書館下戸田分室・東部連絡所) 新曽福祉センター(新曽公民館・勤労福祉センター) 中央図書館・郷土博物館 生涯学習施設(芦原小学校内) 文化会館 児童センターこどもの国 スポーツセンター
保健・ 福祉施設	▲ ▲ ▲	心身障害者福祉センター(図書館下戸田南分室) 福祉保健センター(社会福祉協議会・障害者基幹相談支援センター) 健康福祉の杜(中央地域包括支援センター)
医療施設	◇ ◇ ◇	戸田中央総合病院 中島病院 戸田中央産院
商業施設	① ② ③ ④ ⑤ ⑧ ⑩ ⑪ ⑬	イオンモール北戸田 スーパーバリュー戸田店 T-FRONTE ベルクス戸田店 ビーンズ戸田公園 ホームセンターコーナンドイト戸田店 ヨークマート下前店 オーケー北戸田店 ヤオコー戸田駅前店
遊興施設	★	戸田競艇場
宿泊施設	①	東横 INN 埼玉戸田公園駅西口
公園・ 緑地	① ⑤ ⑨	後谷公園 北部公園 戸田公園(荒川親水公園・荒川運動公園・戸田桜づつみ)

※促進方針 28 ページに市内の主要な施設一覧を示しています。そのうち、生活関連施設として設定した施設を当該ページで示しているため、記号番号は連番となっていないものがあります。

(5) 促進地区におけるバリアフリー化のポイント

生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化を進めるにあたり、市の現状やアンケート調査結果、まち歩きワークショップでの意見等を基に、今後、促進地区内において進む事業との連携を踏まえ、特に重視すべき点を示しています。



北戸田駅・戸田駅周辺での整備ポイント



都市計画道路・区画道路整備等に合わせ、統一した整備手法による生活関連経路のバリアフリー化を推進する



駅前交通広場の整備にあたり、設計段階や整備後に高齢者、障がい者等の意見を聞く機会を設け、可能な改善を図る

促進地区全体での整備ポイント

駅から生活関連施設へのわかりやすい案内誘導を充実する
(案内サイン、誘導サイン等・誘導用ブロックの設置)

市役所・戸田公園駅周辺での整備ポイント



国道 17 号、オリンピック通り等、広域・主要幹線道路のバリアフリー化、交差点の安全性向上を図る



戸田中央総合病院周辺は歩道のない・狭い道路の交通安全対策を検討する

図 バリアフリー化のポイント

2-2 基本目標と基本方針

(1) 基本目標

バリアフリー法に定める「共生社会の実現」を目指すため、高齢者や障がい者をはじめ、その支援者、子育て世代、外国人や性的マイノリティなど全ての市民が社会生活をしていく上での様々なバリア（社会的障壁※）の除去（＝バリアフリー）を進めていきます。

基本構想においても、促進方針で設定した基本目標を踏襲するものとします。

基本目標

だれもが 認めあい、話しあい、支えあい、安全・安心に暮らせるまち

※社会的障壁：「障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」のこと。

(2) 基本方針

基本構想においても、促進方針で設定した基本方針を踏襲するものとします。

基本方針1	だれもが移動しやすい環境づくり
基本方針2	多様な当事者参加による共生社会の実現
基本方針3	支えあいの意識啓発と心のバリアフリーの推進
基本方針4	安心して外出できるわかりやすい情報の発信
基本方針5	ハード・ソフト一体的な取組による整備効果の向上
基本方針6	段階的かつ継続的なバリアフリー化の推進

基本方針 1 だれもが移動しやすい環境づくり

公共施設（建築物、公園、道路）整備、駅前交通広場整備や土地区画整理事業などにおいて、必要なバリアフリー化を着実に推進することにより、高齢者や障がい者をはじめ、その支援者や妊産婦、子育て世代等のだれもが移動できる・しやすい環境をつくりまします。

基本方針 2 多様な当事者参加による共生社会の実現

段差などの物理的なバリアだけでなく、情報や制度、意識のバリアによって、移動や施設の利用に制約を受ける人がいます。知的・精神・発達障がい者や、外国人、性的マイノリティ等、市民の多様性を理解・尊重し、だれもが移動や施設の利用に困ることがない社会を目指します。そのため、多様な当事者参加型での活動を推進し、当事者意見を収集し、施策への反映を行います。

基本方針 3 支えあいの意識啓発と心のバリアフリーの推進

市民や市職員、事業者に対し、手助け・声掛けの動機づけとなるための教育や啓発の機会を増やし、障がいへの正しい理解や配慮の仕方を浸透させ、心のバリアフリーの推進と意識の向上を図ります。

また、心のバリアフリーや障害の社会モデル^{*}の理念を浸透させるための取組を継続的に実施し、市の関連施策においてバリアフリーに配慮したまちづくりを進めます。

基本方針 4 安心して外出できるわかりやすい情報の発信

外出前や外出先で、移動しやすい経路やエレベーター、車いすやオストメイト対応のトイレ、大人用ベッドの有無など、バリアフリーに関する情報が適切に得られるようにすることで、安心して外出できる環境づくりを進めます。

また、市内におけるバリアフリーに関する取組について市民へ積極的に情報発信を行います。

基本方針 5 ハード・ソフト一体的な取組による整備効果の向上

ハード面の整備だけでは必ずしも利用しやすい施設になるとは限りません。施設の利用及びコミュニケーション等を支援する設備の導入や人による支援等のソフト施策を組み合わせ、ハード・ソフト一体的な取組により施設整備の効果を高めます。

また、駅と駅前交通広場、建築物と道路などの境界部については、移動の連続性や均一な整備を実現するため、事業者間で連携した整備を行うよう働きかけを行います。

基本方針 6 段階的かつ継続的なバリアフリー化の推進

令和2年度（2020年度）に促進方針を策定し、次の段階として、バリアフリー化の重点的、具体的な事業の推進を図るため、基本構想を策定しました。バリアフリー基本構想の策定後も、事業の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、バリアフリーの促進について、継続的な当事者参加や取組の評価の機会を設け、さらに移動しやすいまちとなるよう、継続的なバリアフリー化の推進と改善を図ります。

※ 障害の社会モデル：「障害」とは、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方のこと。

第3章 重点整備地区の設定

3-1 重点整備地区の設定

(1) 重点整備地区の要件

重点整備地区の要件は、バリアフリー法第2条第24号において、次の①～③のように定められています。

- ①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ③バリアフリー化事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切な地区

こうした要件を踏まえ、促進方針に定めた促進地区の範囲から重点整備地区を設定します。

なお、重点整備地区は複数設定することが可能です。

(2) 地区設定の方向性

(1)の要件を踏まえ、また、市のまちづくりの方向性との整合性を図る観点から、下記の考え方で重点整備地区を設定します。

- ①促進地区の中に重点整備地区を定める。
 - ②立地適正化計画に定める都市機能誘導区域^{※1}は重点整備地区とする。
 - ③都市機能誘導区域外であっても、各駅から半径500m程度^{※2}以内に生活関連施設が立地する場合は、当該施設を含む範囲で重点整備地区を定める。
- ※各駅から半径500mを大きく超える場合であっても、高齢者、障がい者などが日常生活又は社会生活で利用する公共施設等が立地する場合は、当該施設も含む範囲で重点整備地区とする。

※1 都市機能誘導区域：生活利便施設（医療・福祉施設、商業施設等）の立地を適切に誘導する区域のこと。

※2 半径500m程度：高齢者の一般的な徒歩圏（国土交通省 都市構造の評価に関するハンドブックより）のこと。

3-2 生活関連施設・生活関連経路の設定

重点整備地区内において、高齢者、障がい者などが日常生活又は社会生活で利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などを生活関連施設として位置づけます。また、生活関連施設相互をつなぐ経路を生活関連経路として位置づけます（促進地区における設定要件と同じ）。

既に促進地区において生活関連施設及び生活関連経路を設定しており、重点整備地区の範囲においても、この位置づけを踏襲します。

なお、生活関連施設に設定された施設に必ず特定事業^{※3}を設定しなければならないわけではありません。また、生活関連経路についても、特定事業の可否により設定するものではありません。ただし、重点整備地区内の生活関連経路は、原則として全て特定道路^{※4}として指定されるものとされています。

※3 特定事業：バリアフリー化の整備に関する事業のこと。

※4 特定道路：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障がい者などの移動が通常徒歩で行われる道路。特定道路を新設・改築する際には道路移動等円滑化基準に適合することが義務づけられる。



図 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路

表 生活関連施設（重点整備地区外）

③	中島病院
④	戸田中央産院
④	ベルクス戸田店
⑩	ヨークマート下前店
★	戸田競艇場
◆	戸田公園（荒川親水公園・荒川運動公園・戸田桜つつみ）

※ 重点整備地区内の生活関連施設の名称については、次ページ以降に掲載しています。

重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（北戸田駅周辺）

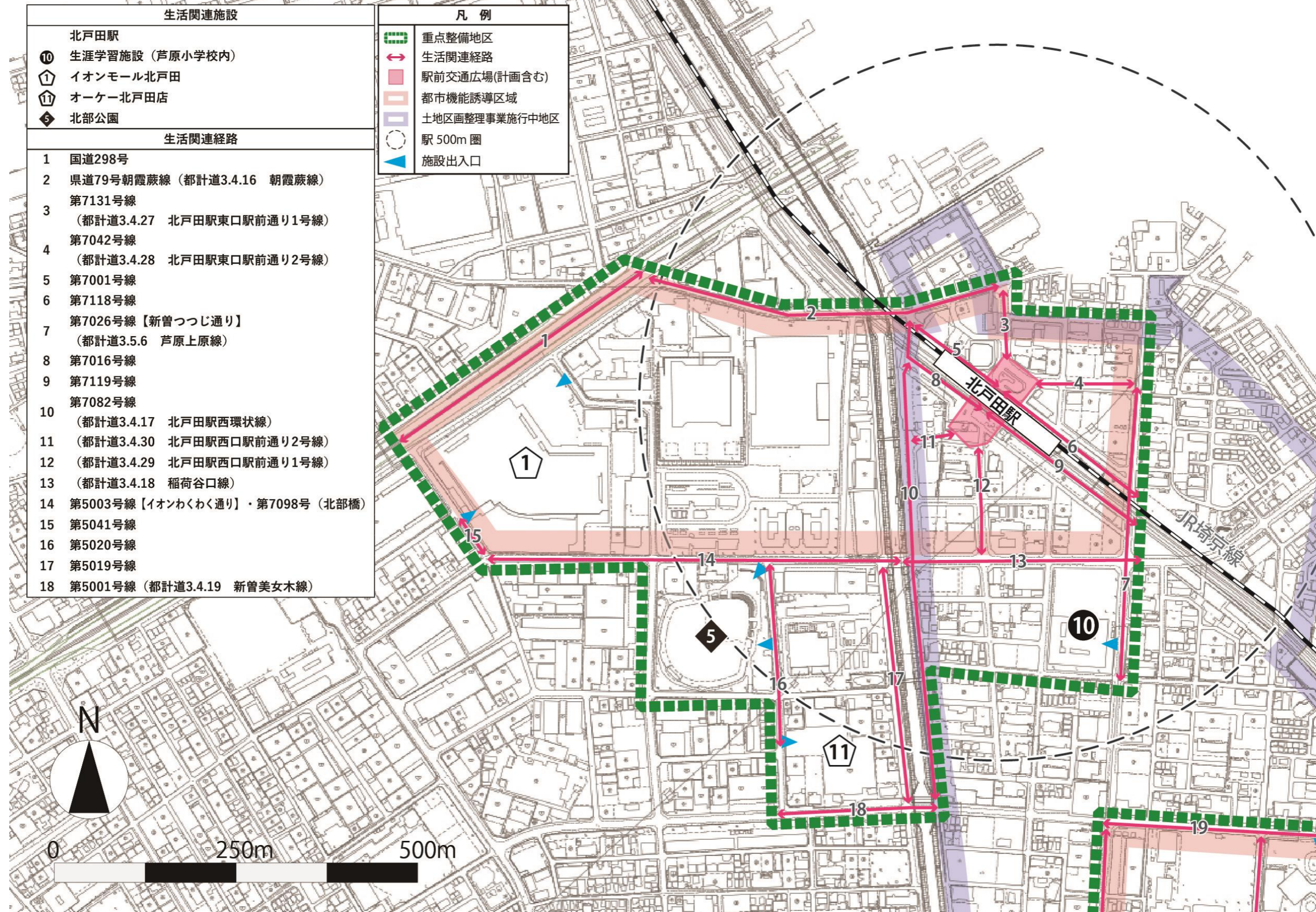
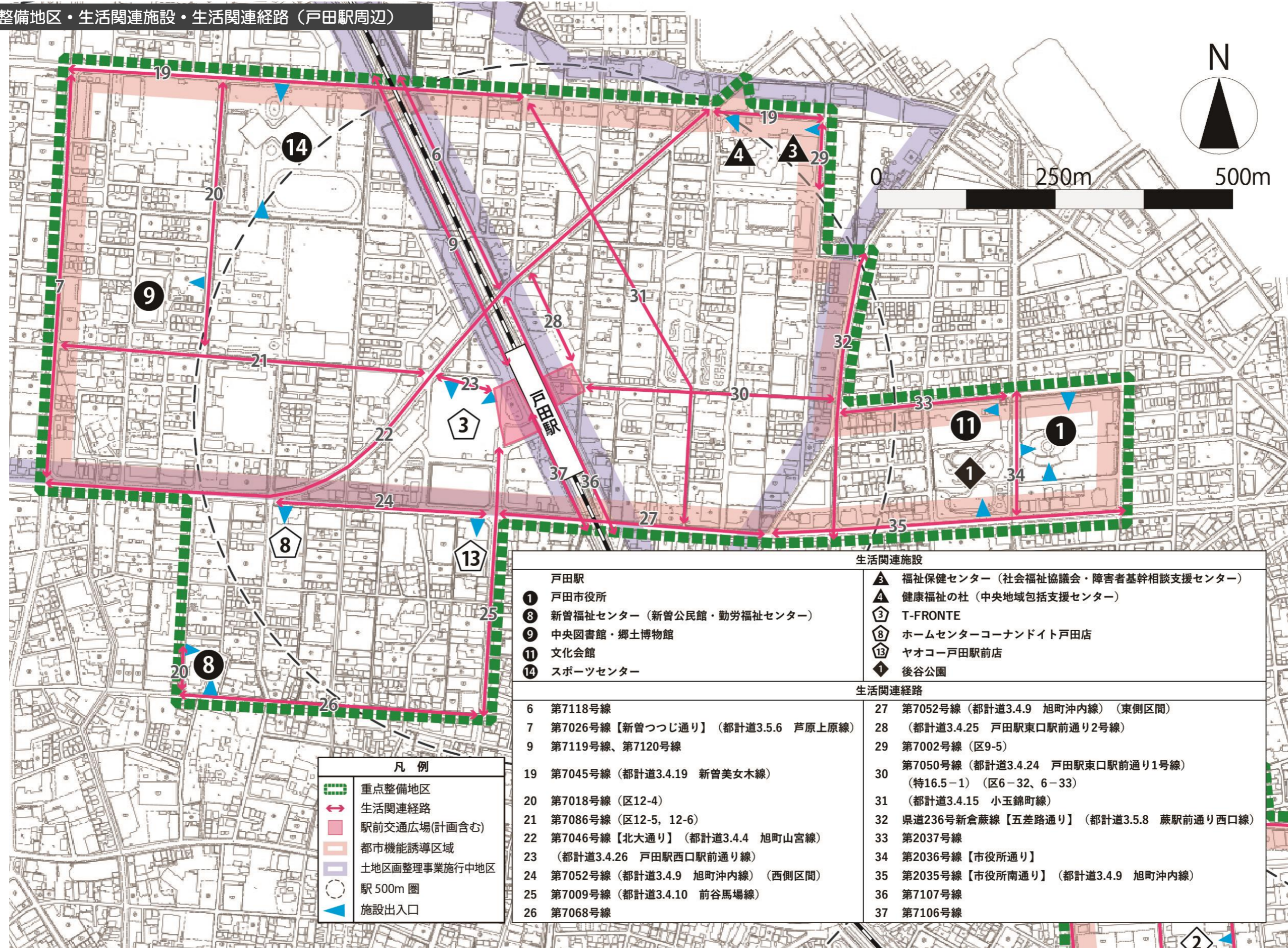


図 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路（北戸田駅周辺）

重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（戸田駅周辺）



生活関連施設	
① 戸田市役所	▲ 福祉保健センター（社会福祉協議会・障害者基幹相談支援センター）
⑧ 新曾福祉センター（新曾公民館・勤労福祉センター）	▲ 健康福祉の杜（中央地域包括支援センター）
⑨ 中央図書館・郷土博物館	③ T-FRONTE
⑪ 文化会館	⑧ ホームセンターコーナンイト戸田店
⑭ スポーツセンター	⑬ ヤオコー戸田駅前店
	◆ 後谷公園
生活関連経路	
6 第7118号線	27 第7052号線（都計道3.4.9 旭町沖内線）（東側区間）
7 第7026号線【新曾つじ通り】（都計道3.5.6 芦原上原線）	28 （都計道3.4.25 戸田駅東口駅前通り2号線）
9 第7119号線、第7120号線	29 第7002号線（区9-5）
19 第7045号線（都計道3.4.19 新曾美女木線）	30 第7050号線（都計道3.4.24 戸田駅東口駅前通り1号線） （特16.5-1）（区6-32、6-33）
20 第7018号線（区12-4）	31 （都計道3.4.15 小玉錦町線）
21 第7086号線（区12-5、12-6）	32 県道236号新倉蕨線【五差路通り】（都計道3.5.8 蕨駅前通り西口線）
22 第7046号線【北大通り】（都計道3.4.4 旭町山宮線）	33 第2037号線
23 （都計道3.4.26 戸田駅西口駅前通り線）	34 第2036号線【市役所通り】
24 第7052号線（都計道3.4.9 旭町沖内線）（西側区間）	35 第2035号線【市役所南通り】（都計道3.4.9 旭町沖内線）
25 第7009号線（都計道3.4.10 前谷馬場線）	36 第7107号線
26 第7068号線	37 第7106号線

凡例	
	重点整備地区
	生活関連経路
	駅前交通広場(計画含む)
	都市機能誘導区域
	土地区画整理事業施行中地区
	駅500m圏
	施設出入口

図 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路（戸田駅周辺）

重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（戸田公園駅周辺）

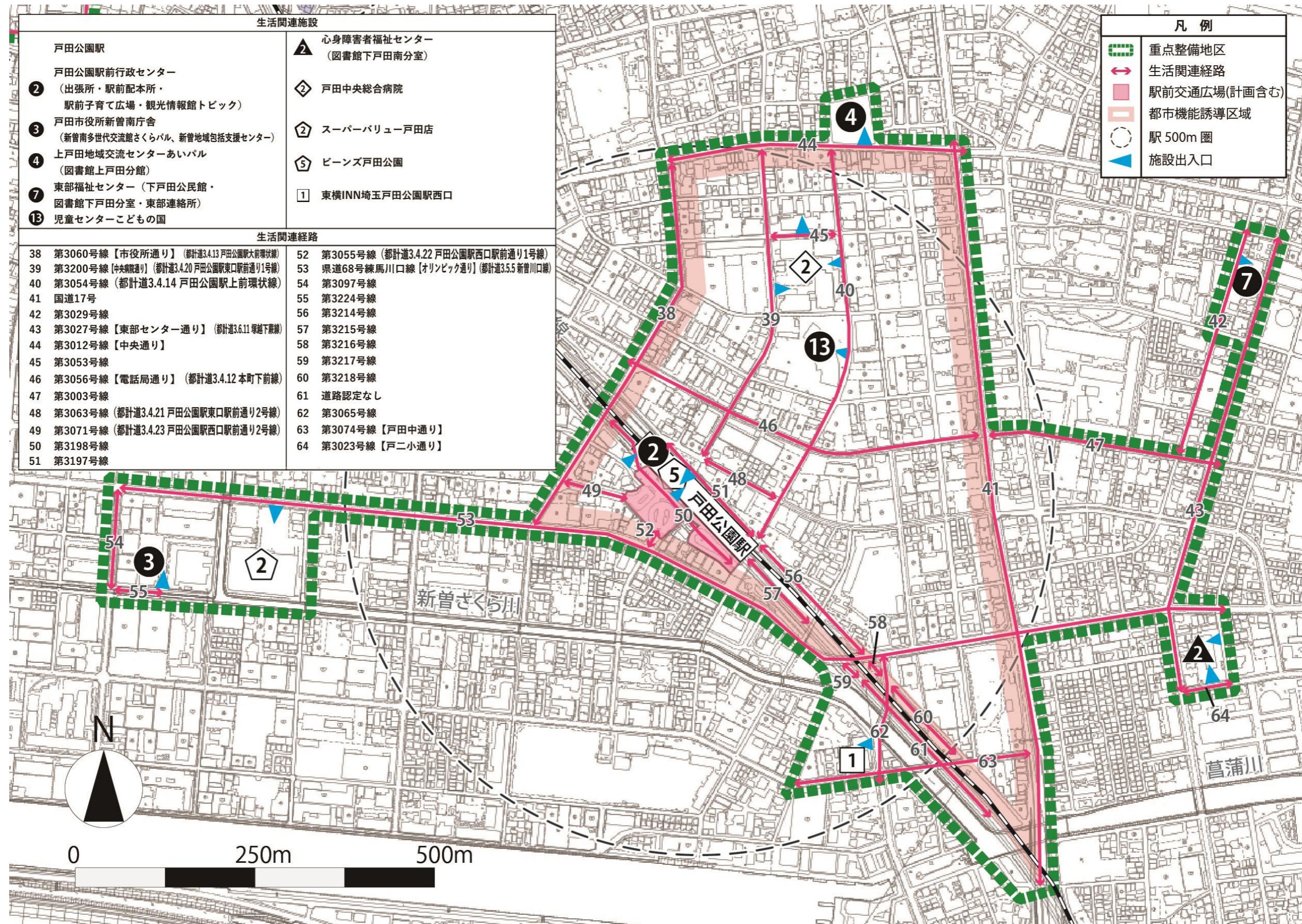


図 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路（戸田公園駅周辺）

第4章

重点整備地区におけるバリアフリー化の促進

4-1 バリアフリー化に関する主な基準等

各生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進することが基本となります。

表 バリアフリー化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年（2021年）1月改正
	道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年（2021年）3月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年（2021年）1月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 令和2年（2020年）12月改正
	建 築 物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 令和2年（2020年）12月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 令和3年（2021年）1月改正
	駐 車 場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年（2006年）12月
公 園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成24年（2012年）3月改正	
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 令和3年（2021年）3月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 令和3年（2021年）3月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔役務編〕	国土交通省 令和3年（2021年）3月
	道 路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成23年（2011年）8月
	建 築 物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和3年（2021年）3月改正
	公 園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成24年（2012年）3月
条例等	公共交通 道 路 建 築 物 公 園 等	埼玉県福祉のまちづくり条例	埼玉県 平成16年（2004年）3月改正
		埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則	埼玉県 令和3年（2021年）7月改正
	道 路	埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例	埼玉県 令和3年（2021年）7月改正
		戸田市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例	戸田市 令和3年（2021年）6月改正
	公 園	埼玉県都市公園条例	埼玉県 令和元年（2019年）3月改正
		戸田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	戸田市 平成25年（2013年）4月
建 築 物	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	埼玉県 令和3年（2021年）3月改正	

4-2 バリアフリー化の実施における配慮事項

高齢者や障がい者等を含むだれもが「利用しやすい施設」「移動しやすい環境」の整備に向けて、アンケート調査やまち歩きワークショップ等での市民意見を踏まえた取組が求められます。

促進方針では、今後、バリアフリー化を促進していく対象として、公共交通、道路、交通安全、建築物（駐車場含む）、都市公園等の5つの項目について、4-1で示した各種基準やガイドラインに記載されている内容及び収集した市民意見を踏まえ、バリアフリー化の促進に向けた配慮事項を整理しました。

施設整備においては、構造上の制限や財源等、様々な課題がありますが、可能な限り、これらの配慮事項を踏まえた整備を推進していきます。

そのためには、市と施設設置管理者や関係機関、多様な当事者が連携して整備手法等について協議しながら、実施可能な整備を検討することが重要です。合わせて、人的対応や心のバリアフリーの促進などのソフト施策の推進を図り、ハード・ソフト一体的な取組による整備効果の向上を目指します。

基本構想の策定にあたり、令和3年（2021年）3月に改訂された各種ガイドラインの内容や令和3年度（2021年度）に実施したまち歩きワークショップの結果を踏まえ、この配慮事項を一部追加した上で、重点整備地区における特定事業を設定する施設設置管理者等に、実施可能な取組について検討を依頼しました。

次ページより記載する配慮事項のうち、オレンジ色で記載したものが、本基本構想で追加した内容です。

(1) 公共交通

① 旅客施設

バリアフリー化の現状と促進の考え方	<p>市内の鉄道駅は、エレベーターや車いす使用者・オストメイト対応トイレ、内方線付き点状ブロック※の整備、可変式情報表示装置の設置など、基本的なバリアフリー化は完了しています。</p> <p>今後は、ホームドアの整備を推進するほか、設備の更新に合わせた機能充実や、わかりやすい案内への配慮、人的対応・心のバリアフリーの取組を推進していきます。</p>
-------------------	---

※内方線付き点状ブロック：点状ブロックの内側に安全側を示す1本線が追加された誘導用ブロック。

配慮事項	通路	<ul style="list-style-type: none"> 十分な明るさを確保する。
	ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ホームドアや可動式ホーム柵を設置する。
	改札口	<ul style="list-style-type: none"> 有人改札口以外の自動改札機に、車いすやベビーカー利用者に配慮した拡幅改札を設置する。
	券売機等	<ul style="list-style-type: none"> 券売機等の蹴込みは、高さ60cm以上、奥行き40cm以上とし、車いすでも利用できる仕様とする（足元の奥行きを確保し、近寄りやすくする）。 車いす使用者の角度からタッチディスプレイの画面が反射して見えにくくなることへの対策を行うことが望ましい。
	上下移動	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターは、車いす使用者などが利用しやすい構造とする（利用者数や動線に応じた十分な広さや数、車いす対応操作盤、足下まで見える鏡、浮き出しボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置など）。 上り・下り双方向のエスカレーターを設置する。
	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用トイレは、車いす使用者が内部で転回したり、便器に近づくための十分な広さを確保し、便房内の設備が動線を障害しないよう配置に留意する。 車いす使用者でも開閉しやすく、出入りしやすい扉とする（可能な限り自動扉とし、車いす使用者が押しやすい位置にボタンを配置する）。 オストメイト対応の流し台や着替え台を設置する。 介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドを設置することが望ましい。 流すボタンや非常用呼出しボタンの配置、ペーパーホルダーなどの位置をJIS規格に合わせて統一する。 トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、視覚障がい者等にも認識しやすいよう留意する。 一般トイレの個室は、荷物が多い人や子ども連れなどでも利用しやすい大きさを確保する。 一般トイレ（男女それぞれ）にベビーベッドやベビチェア等の乳幼児用設備を設置したり、広めの便房を設けるなど、機能の分散を図ることにより、車いす使用者用トイレへの利用者の集中を防ぐ。
	案内設備	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターやトイレなどのバリアフリー設備の位置は、ピクトグラム（案内用図記号）を用いた大きくわかりやすい表示を設置する。 トイレやエスカレーター、改札口などに音声案内を設置する。その際、それぞれの音声が聞き取りやすいよう、音量や指向性に配慮する。 事故や遅延に関する情報などは、アナウンスと合わせて速やかに電光掲示等に表示し、聴覚障がい者でも情報を得られるように配慮する。 改札口から見えやすい場所に、出口や市内案内図、バス乗降場、関連施設への案内をわかりやすく表示する。 駅周辺の道路等からわかりやすい駅名表示を設ける。
人的対応・心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの優先利用やエスカレーターの2列利用等について、利用者へのマナー啓発を行う。 駅員不在の時間における利用者の利便性が下がらないよう留意する（聴覚障がい者はインターホンを利用できないことや、車いすでの電車利用の際の介助に時間がかかること等への対策）。 	

② バス

<p>バリアフリー化の現状と促進の考え方</p>	<p>市内は路線バス（国際興業バス）及びコミュニティバス（tocoバス）が運行されており、コミュニティバスは全て車いすで使用可能な車両となっていますが、路線バスではノンステップバスとなっていない車両があります。</p> <p>駅前交通広場については、北戸田駅東口、戸田公園駅西口は整備済みであり、戸田駅西口駅前交通広場の改修が令和4年（2022年）2月に完了しました。また、バス停留所は道路構造や上屋・ベンチの設置などについて、基準に適合していないものが多くあります。</p> <p>今後は、車両の更新や道路整備に合わせたバス停留所のバリアフリー化を進めるほか、駅前交通広場整備にあたっては、利用者の意見を反映させる場を設け、より利用しやすい施設となるよう検討します。</p>
--------------------------	--

<p>配慮事項</p>	<p>車両</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 車両のバリアフリー化（ノンステップバスの導入）を推進する。
	<p>乗降場・停留所 （道路管理者との連携）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 駅前交通広場では、駅出入口から各停留所まで連続した屋根又はひさしを設置することが望ましい。 • バス停留所へのベンチ・屋根の設置や十分な待合スペースを確保する。 • バス停留所はスロープ板を出しやすいよう、歩道の高さを車道より15cm高いマウントアップ構造[*]とする。 • 歩道が狭く、スロープ板を出すことが難しい停留所では、沿道の民地を活用するなど、できる限り車いすで乗降できる停留所を増やすよう努める。 • 視覚障がい者が乗車する位置に適切に誘導用ブロックを設置する。
	<p>案内設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 駅前交通広場の全体像が理解できるような総合案内板を設置する。 • 視覚障がい者があらかじめ駅前交通広場の構造を理解できるよう配慮することが望ましい。（浮き出し形の案内図の作成・配布など）。
	<p>人的対応・心のバリアフリー</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 車いすの乗降時にスロープ板による対応等がスムーズにできるよう、職員研修を充実させる。 • 利用者への丁寧な声かけやベビーカー利用時の乗降支援など、心のバリアフリーに留意した乗務員の対応に努める。

※マウントアップ構造：車道より歩道面が高く（15cmが標準）、歩道と縁石上端の高さが同一となる構造。

③ タクシー

<p>バリアフリー化の現状と促進の考え方</p>	<p>車いすのまま乗車できるユニバーサルデザインタクシーの導入台数は、県南中央交通圏（戸田市・川口市・さいたま市・蕨市他）において255台程度（令和3年（2021年）4月現在）であり、全体の13%程度と、導入は十分進んでいるとは言えない状況です。</p> <p>今後もユニバーサルデザインタクシー等の導入を推進します。合わせて、利用しやすい乗降場の整備や、乗務員へのユニバーサルドライバー研修の実施を推進します。</p>
--------------------------	--

<p>配慮事項</p>	<p>車両</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入を推進する。
	<p>乗降場</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 駅前交通広場では、駅出入口からタクシー乗降場まで連続した屋根又はひさしを設置することが望ましい。
	<p>人的対応・心のバリアフリー</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 乗務員への接客研修を充実させる。

<参考> △課題のある整備の例 ◎望ましい整備の例



◎スルー式のエレベーターは車いす使用者等が転回する必要がなく利用しやすい



◎浮き出し文字のボタンは点字が読めない視覚障がい者でも認識できる



◎扉の開く方向を文字で表示することで聴覚障がい者でもわかりやすい



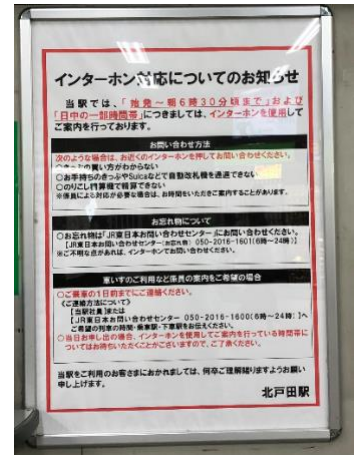
◎車いす使用者が使いやすい広さが確保されている



△便器備え付けの簡易型設備であり、オストメイト対応専用流し台*が設置されていない



※参考
オストメイト
対応専用流し台
(出典：TOTO)



△インターホン対応における聴覚障がい者のコミュニケーションに不便がある



△駅名表示が小さくわかりにくい



◎ピクトグラムを用いており、案内表示がわかりやすい



△エレベーターの位置を示す大きな表示がないため、存在がわかりにくい



◎駅前交通広場に連続した屋根が整備されている



◎タクシー乗り場の段差がスロープにより解消されている



△バス停留所に誘導用ブロックが過剰に設置されている

(2) 道路

<p>バリアフリー化の 現状と促進の考え方</p>	<p>市内の歩道は整備された時期により、構造や誘導用ブロックの色・形状・敷設方法、歩車道境界ブロックの形式などがまちまちで統一されていません。</p> <p>側溝や水路蓋の穴が大きいものが多く、車いすの前輪や白杖がはまってしまふなど通行の支障となっています。また、植栽や電柱等により十分な幅員を確保できていない路線や、舗装のがたつき、段差や勾配が目立つ路線があります。自転車利用者が多く、歩道での歩行者との錯綜が大きな問題となっています。</p> <p>今後は、生活関連経路に設定した路線を中心に、拡幅等に合わせて道路移動等円滑化基準に基づいた整備や自転車レーン等の整備により、歩行者の安全性・快適性の向上に努めます。</p> <p>歩道のない生活関連経路においては、限られた空間の中で歩行者等の安全性を高め、交通事故の抑制を図るため、路面標示の工夫などにより、路線の現状に応じた対策を検討します。</p> <p>また、利用者マナー啓発などにより、安心して移動できる歩行者空間を構築することを目指します。</p>
-------------------------------	--

<p>配慮事項</p>	<p>歩道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・セミフラット構造※を基本とし、横断勾配が小さい歩道を整備する。 ・水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材を採用する。 ・歩車道境界は、利用者意見を聞きながら視覚障がい者・車いす使用者双方にとって利用しやすい構造のブロックを採用し、整備を進める。 ・車止めやモニュメントなどを設置する場合、歩行者動線を避ける、誘導用ブロックを連続設置するなど、視覚障がい者等の衝突防止に配慮する。 ・歩道の狭い路線では、街路樹等植栽の再配置や電柱等の移設、電線類地中化などにより有効幅員の確保に努めるほか、沿道敷地と連携して車いすのすれ違い可能な空間を設けるなど、可能な対策を検討する。 ・横断歩道接続部等、歩行者動線上に水路蓋などを設置しないよう留意する。やむを得ず設置する場合は、穴や溝の小さいものを採用する。 ・交差点には、安全に信号待ちができる平坦な溜まり空間を設ける。
	<p>誘導用 ブロック</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS規格に適合した誘導用ブロックを整備する。 ・舗装と誘導用ブロックの色の差がわかりやすいよう、濃い色の舗装材を採用するか、側帯を設ける。 ・横断歩道接続部には確実に点状ブロックを設置し、進入方向がわかるように適切な角度・枚数の線状ブロックを設置する。 ・歩道に誘導用ブロックを連続設置する場合は、生活関連施設の敷地内の誘導用ブロックと道路の誘導用ブロックが連続するように配慮する。
	<p>バス停留所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バス事業者と連携し、利用しやすい停留所を整備する（マウントアップ構造、適切な誘導用ブロックの設置、屋根・ベンチの設置等）。
	<p>自転車 レーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車レーン等の整備により車道上に自転車の通行空間を明示し、自転車の車道利用を誘導する。
	<p>案内設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅から主要な生活関連施設まで連続的に誘導されるよう、生活関連経路上にわかりやすい案内サイン、誘導サイン等を設置する。
	<p>安全対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道のない道路では、路面標示の工夫などにより自動車・自転車を減速させるなど、交通管理者と連携し、路線の現状に応じた安全対策を検討する。
	<p>維持管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雑草などが歩行の支障とならないよう、定期的に植栽を剪定する。 ・舗装や誘導用ブロックが劣化している箇所は、速やかに更新・修繕を図る。
	<p>教育啓発・ 心のバリアフリー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者が安心して歩道を歩けるよう、歩きスマホや路上駐輪への対策、自転車利用のルール啓発などを推進する。

※セミフラット構造：車道と歩道面の高さの差が小さく（5cm程度）、縁石が飛び出している（15cmが標準）構造。

(3) 交通安全

バリアフリー化の現状と促進の考え方	<p>市内の音響式信号機は14基（令和2年（2020年）6月）と、導入が進んでいるとは言えない状況です。</p> <p>また、歩行者用信号の青時間が短く渡り切れない信号機や、横断歩道の表示が劣化しているなど、交通安全上危険な箇所の指摘が多くあります。</p> <p>促進方針策定を契機に、交通管理者と道路管理者が連携した交通安全対策を推進し、安心して移動できる歩行者空間を構築することを目指します。</p>
-------------------	---

配慮事項	横断歩道・信号機	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連経路を構成する交差点においては、音響式や経過時間表示式等のバリアフリー対応信号機の導入を推進する。 歩行者用信号の青時間が短い信号機では、高齢者等でも渡り切れるように時間調整をするか、青延長用押しボタンの設置を検討する。 横断歩道（特に国道などの横断距離の長い箇所や五差路など動線が複雑な箇所）には、エスコートゾーンの整備を推進する。 電柱などで歩行者用信号機が見えにくい箇所は、交通管理者と道路管理者が連携し、位置の調整を図る。 利用者意見を踏まえ、必要な箇所に歩行者用信号機の設置を検討する。
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道の表示等が劣化している箇所は速やかに更新・修繕を図る。
	安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 路面標示の工夫などにより自動車・自転車を減速させるなど、交通管理者と道路管理者が連携し、路線の現状に応じた安全対策を検討する。 自転車通行空間が確保された路線では、普通自転車歩道通行可規制の解除を検討する。
	教育啓発・心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者が安心して歩道を歩けるよう、歩きスマホや路上駐輪への対策、自転車利用のルール啓発などを推進する。 路上駐車対策や横断歩道での一時停止など、自動車利用者への啓発を推進する。

<参考> △課題のある整備の例 ◎望ましい整備の例



△側溝蓋の穴が動線上にある
誘導用ブロックが舗装と同色
でわかりにくい



△歩車道境界の段差が大きい
誘導用ブロックがなく車止め
に衝突するおそれがある



◎セミフラット構造の歩道で、
歩車道境界にも段差がなく、
平坦で歩きやすい



◎ベンチが設置されている



◎路側帯をカラー化している



△不規則な交差点は音響式信号
機やエスコートゾーンが必要

(4) 建築物・駐車場

<p>バリアフリー化の現状と促進の考え方</p>	<p>主要な公共施設や病院、大規模商業施設等では、エレベーターや車いす使用者・オストメイト対応トイレ、障がい者用駐車ますなど、基本的なバリアフリー化が実施されていますが、古い施設では使い勝手の悪いものや配慮が不足しているものも見受けられます。改修の機会をとらえて配慮事項を踏まえたバリアフリー化を促進していきます。</p> <p>また、職員や従業員による人的対応や利用者支援により、安心して利用できる施設となるよう留意します。</p>
--------------------------	---

<p>配慮事項</p>	<p>出入口・敷地内通路</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 主要な出入口は自動ドアとする。 • 送迎による利用が想定される施設では、出入口付近に屋根のある車寄せを設けることが望ましい。 • 道路から連続し、JIS規格に適合した誘導用ブロックを整備する。 • 舗装や床面と誘導用ブロックの色の差がわかりやすいよう、濃い色の舗装材を採用するか、側帯を設ける（色弱者の人の見え方に留意）。
	<p>建物内通路</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 主要な通路は車いすですれ違うことができる幅員を確保する。 • 物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロック上に物が置かれることのないよう留意する。
	<p>上下移動</p>	<ul style="list-style-type: none"> • エレベーターは、車いす使用者などが利用しやすい構造とする（利用者数や動線に応じた十分な広さや基数、車いす対応操作盤、足下まで見える鏡、浮き出しボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置など）。 • 階段は、連続した両側手すりの設置、段鼻の強調（色弱者の見え方に留意）など、安心して利用できるよう配慮する。
	<p>トイレ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 車いす使用者用トイレは、車いす使用者が内部で転回したり、便器に近づくための十分な広さを確保し、便房内の設備が動線を阻害しないよう配置に留意する。 • 車いす使用者でも開閉しやすく、出入りしやすい扉とする（可能な限り自動扉とし、車いす使用者が押しやすい位置にボタンを配置する）。 • 介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドを設置する。 • オストメイト対応の流し台や着替え台を設置する。 • 流すボタンや非常用呼出しボタンの配置、ペーパーホルダーなどの位置をJIS規格に合わせて統一する。 • トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、視覚障がい者等にも認識しやすいよう留意する。 • 一般トイレの個室は、荷物が多い人や子ども連れなどでも利用しやすい大きさを確保する。 • 一般トイレ（男女それぞれ）にベビーベッドやベビーチェア等の乳幼児用設備を設置したり、広めの便房を設けるなど、機能の分散を図ることにより、車いす使用者用トイレへの利用者の集中を防ぐ。 • 性的マイノリティなどの利用に留意し、男女共用トイレの導入を検討する。
	<p>駐車場</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 車いす使用者の乗降に十分な大きさ（3.5m×5.0m以上）の駐車ますを確保する。 • 障がい者用駐車ますを屋外に設置する場合は、屋根を設置することが望ましい。 • 障がい者用駐車ますであることがわかるよう、表示板や路面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で表示する。
<p>案内設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> • エレベーターやトイレなどのバリアフリー設備の位置は、ピクトグラムを用いた大きくわかりやすい表示を設置する。 • 出入口からのバリアフリールートがわかりやすいような施設の全体案内図を設置する。 • 聴覚障がい者に配慮し、緊急情報を文字情報で表示できるよう、モニターなどを設置する。 	

配慮事項	その他設備	<ul style="list-style-type: none"> • 男性でも安心して利用できるよう配慮された授乳室（案内表示やカーテンの設置、女性トイレ側に配置しない等）を設ける。 • 車いす使用者にも使いやすい低い受付カウンターを設ける。 • 受付や窓口に筆談用具を設置し、設置されていることがわかるよう耳マーク等を掲示する。 • 貸出用車いすを用意する。
	人的対応・心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> • 敷地出入口から案内設備や受付・窓口まで誘導用ブロックを設置し、そこから先は従業員等による支援が受けられるようにするなど、利用者への連続的な誘導に配慮する。 • 窓口において呼出番号表示等を用いる場合、視覚障がい者などが困ることのないよう、人的対応によるサポートに留意する。 • 車いす使用者やベビーカー利用者等がエレベーターを優先的に利用できるよう、表示等で施設利用者への啓発を行う。 • 駐車場利用におけるマナー・ルール（一般利用者の障がい者用駐車スペースの利用禁止など）について、利用者への周知・啓発を行う。 • 多様な利用者への適切な対応ができるよう、従業員等への接客研修を実施する。

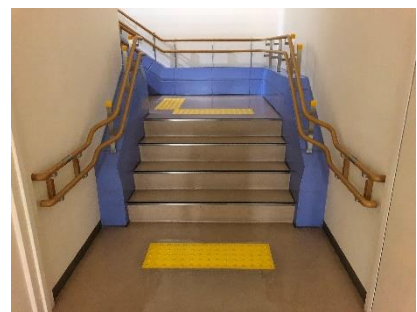
<参考> △課題のある整備の例 ◎望ましい整備の例



◎屋根のある車寄せがあると車いす等で乗降しやすい



◎出入口への誘導用ブロックの設置や音声案内、自動ドアにより利用しやすい



◎階段に連続した両側手すりが設置されている



◎筆談対応する旨の表示がある



◎障がい者専用駐車場が複数整備されている



◎一般トイレに乳幼児用設備や広い便房が設置されている



◎床面を活用した大きなピクトグラムによる案内表示がありわかりやすい



△空間が狭く、ベビーベッドなどで車いすで便器に近づきにくい



◎総合案内に貸出用車いすが設置されている

(5) 都市公園等

<p>バリアフリー化の現状と促進の考え方</p>	<p>生活関連施設に設定した公園は、文化施設や市役所に隣接する公園、野球場を有する公園、河川堤防の一部となっている公園と、それぞれ市内でも特色のある公園となっています。各公園とも、バリアフリー化された出入口や車いす使用者・オストメイト対応トイレ等、基本的なバリアフリー対応が進められています。</p> <p>今後も舗装やトイレ、照明などの適切な維持管理に努め、安心して利用できるよう留意します。</p>
--------------------------	---

<p>配慮事項</p>	<p>出入口</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 主要な出入口は段差をなくし、車いす使用者が円滑に出入りできる構造とする。大きな公園では、歩行者動線に応じて、複数の出入口をバリアフリー化することが望ましい。
	<p>園路</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 車いす使用者でも通行しやすく舗装された園路を設ける。
	<p>上下移動</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 階段には手すりを設置する。
	<p>トイレ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • トイレ周辺の適切な明るさを確保する。 • 車いす使用者用トイレは、車いす使用者が内部で転回したり、便器に近づくための十分な広さを確保し、便房内の設備が動線を阻害しないよう配置に留意する。 • 車いす使用者でも開閉しやすく、出入りしやすい扉とする（可能な限り自動扉とし、車いす使用者が押しやすい位置にボタンを配置する）。 • オストメイト対応の流し台や着替え台を設置する。 • 介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドを設置する。 • 流すボタンや非常用呼出しボタンの配置、ペーパーホルダーなどの位置をJIS規格に合わせて統一する。 • トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、視覚障がい者等にも認識しやすいよう留意する。 • 一般トイレの個室は、荷物が多い人や子ども連れなどでも利用しやすい大きさを確保する。 • 一般トイレ（男女それぞれ）にベビーベッドやベビーチェア等の乳幼児用設備を設置したり、広めの便房を設けるなど、機能の分散を図ることにより、車いす使用者用トイレへの利用者の集中を防ぐ。 • 性的マイノリティなどの利用に留意し、男女共用トイレの導入を検討する。
	<p>案内設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> • エレベーターやトイレなどのバリアフリー設備の位置は、ピクトグラムを用いた大きくわかりやすい表示を設置する。 • バリアフリールートがわかりやすいような全体案内図を設置する。
<p>維持管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 清掃や維持管理を適切に行い、公園内の設備やトイレなどが安心して利用できるよう留意する。 	

<参考> ◎望ましい整備の例



◎園路が舗装され通行しやすい



◎ピクトグラムが大きくわかりやすい



◎大型ベッドやオストメイト対応流し台が設置されている

第5章 特定事業の内容

特定事業とは、基本構想における生活関連施設・生活関連経路、特定車両等のバリアフリー化を具体的な計画にするためのものです。

アンケート調査やまち歩きワークショップ等での市民意見やバリアフリー化の促進に向けた配慮事項に基づき、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、都市公園特定事業、教育啓発特定事業（心のバリアフリー）を設定しました。

なお、各事業に示す実施時期は、以下のとおりです。本市では、車いす使用者用トイレやエレベーターの設置など、基本的なバリアフリー化が図られている施設が多い状況ですが、さらなるバリアフリー化推進のため、ソフト施策など実施しやすい取組を中心に、積極的に事業の位置づけを行いました。また、大規模改修を伴うバリアフリー化では、計画的に予算を確保して整備を推進する必要があるため、すぐには改善が困難な場合もあります。このような計画期間内にバリアフリー化を実施できる見込みがない事業についても、長期的展望を示す観点から位置づけを行い、将来的な実現を目指すものとします。

[実施時期の凡例]

前期	： 令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）
後期	： 令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）
展望期	： 令和13年度（2031年度）以降
継続	： 計画期間を通じて継続的に実施
順次	： 実現可能箇所・必要箇所から順次実施
検討中	： 実施時期について今後検討

次ページ以降に、特定事業の対象施設等一覧とそれぞれの事業内容を示します。

表 特定事業対象施設等 一覧

事業種別	項目	番号	施設名等	ページ
公共交通 特定事業	旅客施設	1	北戸田駅	34
		2	戸田駅	34
		3	戸田公園駅	35
	バス	1	路線バス	36
		2	コミュニティバス (toco) 美笹循環以外	36
		3	コミュニティバス (toco) 美笹循環	37
タクシー	1	タクシー	37	
道路 特定事業	国道	1	国道 298 号	39
		41	国道 17 号	39
	県道	2	県道 79 号朝霞蕨線 (都計道 3.4.16 朝霞蕨線)	41
		32	県道 236 号新倉蕨線 (五差路通り) (都計道 3.5.8 蕨駅前通り西口線)	41
		53	県道 68 号練馬川口線 (オリンピック通り) (都計道 3.5.5 新曽川口線)	42
	市道	3	第 7131 号線 (都計道 3.4.27 北戸田駅東口駅前通り 1 号線)	43
		4	第 7042 号線 (都計道 3.4.28 北戸田駅東口駅前通り 2 号線)	43
		5	第 7001 号線	43
		6	第 7118 号線	44
		7	第 7026 号線 (新曽つつじ通り) (都計道 3.5.6 芦原上原線)	44
		8	第 7016 号線	45
		9	第 7119 号線	45
		10	第 7082 号線 (都計道 3.4.17 北戸田駅西環状線)	46
		11	都計道 3.4.30 北戸田駅西口駅前通り 2 号線	46
		12	都計道 3.4.29 北戸田駅西口駅前通り 1 号線	47
		13	都計道 3.4.18 稲荷谷口線	48
		14	第 5003 号線 (イオンわくわく通り) ・第 7098 号 (北部橋)	48
		15	第 5041 号線	49
		16	第 5020 号線	49
		17	第 5019 号線	49
		18	第 5001 号線 (都計道 3.4.19 新曽美女木線)	50
		19	第 7045 号線 (都計道 3.4.19 新曽美女木線)	50
		20	第 7018 号線 (区 12-4)	51
		21	第 7086 号線 (区 12-5、12-6)	51
		22	第 7046 号線 (北大通り) (都計道 3.4.4 旭町山宮線)	52
		23	都計道 3.4.26 戸田駅西口駅前通り線	53
		24	第 7052 号線 (都計道 3.4.9 旭町沖内線) (西側区間)	53
		25	第 7009 号線 (都計道 3.4.10 前谷馬場線)	54
		26	第 7068 号線	55
		27	第 7052 号線 (都計道 3.4.9 旭町沖内線) (東側区間)	55
		28	都計道 3.4.25 戸田駅東口駅前通り 2 号線	56
		29	第 7002 号線 (区 9-5)	56
		30	第 7050 号線 (都計道 3.4.24 戸田駅東口駅前通り 1 号線) (特 16.5-1) (区 6-32、6-33)	57
		31	都計道 3.4.15 小玉錦町線	57
		33	第 2037 号線	58
		34	第 2036 号線 (市役所通り)	59
		35	第 2035 号線 (市役所南通り) (都計道 3.4.9 旭町沖内線)	59
		36	第 7107 号線	59
		37	第 7106 号線	60
		38	第 3060 号線 (市役所通り) (都計道 3.4.13 戸田公園駅大前環状線)	60
39		第 3200 号線 (中央病院通り) (都計道 3.4.20 戸田公園駅東口駅前通り 1 号線)	61	
40		第 3054 号線 (都計道 3.4.14 戸田公園駅上前環状線)	61	

事業種別	項目	番号	施設名等	ページ	
道路 特定事業 (つづき)	市道 (つづき)	42	第3029号線	62	
		43	第3027号線(東部センター通り) (都計道3.6.11 塚越下蔵線)	62	
		44	第3012号線(中央通り)	63	
		45	第3053号線	63	
		46	第3056号線(電話局通り)(都計道3.4.12 本町下前線)	64	
		47	第3003号線	64	
		48	第3063号線(都計道3.4.21 戸田公園駅東口駅前通り2号線)	65	
		49	第3071号線(都計道3.4.23 戸田公園駅西口駅前通り2号線)	65	
		50	第3198号線	66	
		51	第3197号線	66	
		52	第3055号線(都計道3.4.22 戸田公園駅西口駅前通り1号線)	66	
		54	第3097号線	67	
		55	第3224号線	67	
		56	第3214号線	67	
		57	第3215号線	68	
		58	第3216号線	68	
		59	第3217号線	68	
		60	第3218号線	69	
		62	第3065号線	69	
		63	第3074号線(戸田中通り)	69	
	64	第3023号線(戸二小通り)	70		
	駅前交通 広場	1	北戸田駅東口駅前交通広場	71	
		2	北戸田駅西口駅前交通広場	71	
		3	戸田駅西口駅前交通広場	72	
		4	戸田公園駅西口駅前交通広場等	72	
	交通安全 特定事業	—	—	埼玉県公安委員会、埼玉県蕨警察署	74
建築物 特定事業	公共・ 公益施設	1	戸田市役所	75	
		2	戸田公園駅前行政センター (出張所・駅前配本所・駅前子育て広場・観光情報館トピック)	76	
		3	戸田市役所新曽南庁舎 (新曽南多世代交流館さくらパル、新曽地域包括支援センター)	77	
		4	上戸田地域交流センターあいパル(図書館上戸田分館)	77	
		7	東部福祉センター (下戸田公民館・図書館下戸田分室・東部連絡所)	78	
		8	新曽福祉センター(新曽公民館・勤労福祉センター)	79	
		9	中央図書館・郷土博物館	80	
		10	生涯学習施設(芦原小学校内)	81	
		11	文化会館	82	
		13	児童センターこどもの国	82	
		14	スポーツセンター	83	
		保健・ 福祉施設	2	心身障害者福祉センター(図書館下戸田南分室)	84
			3	福祉保健センター (社会福祉協議会・障害者基幹相談支援センター)	85
			4	健康福祉の杜(中央地域包括支援センター)	86
	医療施設	2	戸田中央総合病院	86	
	商業施設	1	イオンモール北戸田	87	
		2	スーパーバリュー戸田店	88	
		3	T-FRONTE	89	
		5	ビーンズ戸田公園	89	
		13	ヤオコー戸田駅前店	90	
	都市公園 特定事業	公園・ 緑地	1	後谷公園	91
			5	北部公園	91
教育啓発 特定事業	—	—	—	92	

5-1 公共交通特定事業

■ 【旅客施設-1】北戸田駅

事業主体	東日本旅客鉄道株式会社			
現状とバリアフリー化の今後の方針				
<p>エレベーターや車いす使用者・オストメイト対応トイレ、内方線付き点状ブロックの整備、可変式情報表示装置の設置など、基本的なバリアフリー化は完了している。</p> <p>今後は、ホームドアの整備を推進するほか、設備の更新に合わせた機能充実や、わかりやすい案内への配慮、人的対応・心のバリアフリーの取組を推進する。</p>				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
ホーム	ホームドアや可動式ホーム柵の設置			
改札口	有人改札口以外の自動改札機に、車いすやベビーカー利用者に配慮した拡幅改札の設置			
券売機等	券売機等の蹴込みは、高さ60cm以上、奥行き40cm以上とし、車いすでも利用できるよう配慮			
トイレ	一般トイレ(男女それぞれ)に乳幼児用設備の設置や、広めの便房を設けるなどの機能分散の検討			
案内設備	ピクトグラムによるバリアフリー設備の情報提供の充実			
	事故や遅延に関する情報などは、アナウンスと合わせて速やかに電光掲示等に表示し、聴覚障がい者でも情報を得られるように配慮	継続		
	エレベーターへの案内誘導の充実			
人的対応・心のバリアフリー	エレベーターの優先利用やエスカレーター等の2列利用等について、利用者へのマナー啓発の実施	継続		
	窓口の駅員不在の時間における利用者の利便性が下がらないよう留意	継続		

■ 【旅客施設-2】戸田駅

事業主体	東日本旅客鉄道株式会社			
現状とバリアフリー化の今後の方針				
<p>エレベーターや車いす使用者・オストメイト対応トイレ、内方線付き点状ブロックの整備、可変式情報表示装置の設置など、基本的なバリアフリー化は完了している。</p> <p>今後は、ホームドアの整備を推進するほか、設備の更新に合わせた機能充実や、わかりやすい案内への配慮、人的対応・心のバリアフリーの取組を推進する。</p>				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
ホーム	ホームドアや可動式ホーム柵の設置			

ホーム（つづき）	ホームの通路が狭くなっている箇所における安全対策や注意喚起の実施	継続		
改札口	有人改札口以外の自動改札機に、車いすやベビーカー利用者に配慮した拡幅改札の設置			
券売機等	券売機等の蹴込みは、高さ 60cm 以上、奥行き 40cm 以上とし、車いすでも利用できるよう配慮			
トイレ	一般トイレ(男女それぞれ)に乳幼児用設備の設置や、広めの便房を設けるなどの機能分散の検討			
案内設備	ピクトグラムによるバリアフリー設備の情報提供の充実			
	事故や遅延に関する情報などは、アナウンスと合わせて速やかに電光掲示等に表示し、聴覚障がい者でも情報を得られるように配慮	継続		
	車いす使用者用トイレやエレベーターへの案内誘導の充実			
人的対応・心のバリアフリー	エレベーターの優先利用やエスカレーターの 2 列利用等について、利用者へのマナー啓発の実施	継続		
	窓口の駅員不在の時間における利用者の利便性が下がらないよう留意	継続		

■ 【旅客施設-3】 戸田公園駅

事業主体	東日本旅客鉄道株式会社			
現状とバリアフリー化の今後の方針				
<p>エレベーターや車いす使用者・オストメイト対応トイレ、内方線付き点状ブロックの整備、可変式情報表示装置の設置など、基本的なバリアフリー化は完了している。</p> <p>今後は、ホームドアの整備を推進するほか、設備の更新に合わせた機能充実や、わかりやすい案内への配慮、人的対応・心のバリアフリーの取組を推進する。</p>				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
ホーム	ホームドアや可動式ホーム柵の設置			
	ホームの通路が狭くなっている箇所における安全対策や注意喚起の実施	継続		
改札口	有人改札口以外の自動改札機に、車いすやベビーカー利用者に配慮した拡幅改札の設置			
券売機等	券売機等の蹴込みは、高さ 60cm 以上、奥行き 40cm 以上とし、車いすでも利用できるよう配慮			
	券売機等にインターホンのわかりやすい表示の掲示	継続		
トイレ	一般トイレ(男女それぞれ)に乳幼児用設備の設置や、広めの便房を設けるなどの機能分散の検討			
案内設備	ピクトグラムによるバリアフリー設備の情報提供の充実			

案内設備 (つづき)	事故や遅延に関する情報などは、アナウンスと合わせて速やかに電光掲示等に表示し、聴覚障がい者でも情報を得られるように配慮	継続		
	車いす利用者用トイレやエレベーターへの案内誘導の充実			
人的対応・ 心のバリアフリー	エレベーターの優先利用やエスカレーターの2列利用等について、利用者へのマナー啓発の実施	継続		

■ 【バス-1】 路線バス

事業主体	国際興業株式会社			
現状とバリアフリー化の今後の方針				
<p>市内は路線バス(国際興業バス)及びコミュニティバス(toco バス)が運行し、路線バスではノンステップバスとなっていない車両がある。</p> <p>駅前交通広場については、北戸田駅東口、戸田公園駅西口は整備済みであり、戸田駅西口駅前交通広場の改修が令和4年(2022年)2月に完了した。また、バス停留所は道路構造や上屋・ベンチの設置などについて、基準に適合していないものが多い。</p> <p>今後は、車両の更新や道路整備に合わせたバス停留所のバリアフリー化を道路管理者・交通管理者と連携、協議の上進めるほか、駅前交通広場整備にあたっては、利用者の意見を反映させる場を設け、より利用しやすい施設となるよう道路管理者、交通管理者との連携、協議を実施する。</p>				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
車両	車両のバリアフリー化(ノンステップバスの導入)の推進			
案内設備	多様な利用者を想定した案内表示の充実			
人的対応・ 心のバリアフリー	車いすの乗降時におけるスロープ板による適切な対応等のための職員研修の充実	継続		
	利用者への丁寧な声かけやベビーカー利用時の乗降支援などの適切な対応の実施	継続		

■ 【バス-2】 コミュニティバス (toco) 美笹循環以外

事業主体	国際興業株式会社			
現状とバリアフリー化の今後の方針				
<p>市内は路線バス(国際興業バス)及びコミュニティバス(toco バス)が運行し、コミュニティバスは全て車いすで使用可能な車両となっている。</p> <p>駅前交通広場については、北戸田駅東口、戸田公園駅西口は整備済みであり、戸田駅西口駅前交通広場の改修が令和4年(2022年)2月に完了した。また、バス停留所は道路構造や上屋・ベンチの設置などについて、基準に適合していないものが多い。</p> <p>今後は、車両の更新や道路整備に合わせたバス停留所のバリアフリー化を道路管理者・交通管理者と連携、協議の上進めるほか、駅前交通広場整備にあたっては、利用者の意見を反映させる場を設け、より利用しやすい施設となるよう道路管理者、交通管理者との連携、協議を実施する。</p>				

事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
案内設備	多様な利用者を想定した案内表示の充実			
人的対応・心のバリアフリー	車いすの乗降時におけるスロープ板による適切な対応等のための職員研修の充実	継続		
	利用者への丁寧な声かけやベビーカー利用時の乗降支援などの適切な対応の実施	継続		
	停車時の車高調整（ニーリング）の実施	継続		

■ 【バス-3】 コミュニティバス（toco）美笹循環

事業主体	埼玉タクシー株式会社			
現状とバリアフリー化の今後の方針				
<p>市内は路線バス(国際興業バス)及びコミュニティバス(toco バス)が運行されており、コミュニティバスは全て車いすで使用可能な車両となっている。</p> <p>駅前交通広場については、北戸田駅東口、戸田公園駅西口は整備済みであり、戸田駅西口駅前交通広場の改修が令和4年（2022年）2月に完了した。また、バス停留所は道路構造や上屋・ベンチの設置などについて、基準に適合していないものが多くある。</p> <p>今後は、車両の更新や道路整備に合わせたバス停留所のバリアフリー化を道路管理者・交通管理者と連携、協議の上進めるほか、駅前交通広場整備にあたっては、利用者の意見を反映させる場を設け、より利用しやすい施設となるよう道路管理者、交通管理者との連携、協議を実施する。</p>				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
人的対応・心のバリアフリー	車いすの乗降時におけるスロープ板による適切な対応等のための職員研修の充実	継続		
	利用者への丁寧な声かけやベビーカー利用時の乗降支援などの適切な対応の実施	継続		

■ 【タ-1】 タクシー

事業主体	埼玉県乗用自動車協会（埼玉タクシー株式会社）			
現状とバリアフリー化の今後の方針				
<p>車いすのまま乗車できるユニバーサルデザインタクシーの導入台数は、県南中央交通圏(戸田市・川口市・さいたま市・蕨市他)において255台(令和3年(2021年)4月現在)であり、全体の13%程度となっている。</p> <p>今後もユニバーサルデザインタクシー等の導入を推進する。合わせて、乗務員への接客研修の充実を図る。</p>				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期

車両	福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入を推進	順次
人的対応・心のバリアフリー	乗務員への接客研修の充実	継続

5-2 道路特定事業

※以降に示す路線番号は、第3章 18～20 ページの重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路の図に示す路線番号に対応しています。

■ 国道

路線番号	1	路線名	国道 298 号		
事業主体	国土交通省 関東地方整備局 北首都国道事務所				
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針					
歩道はマウントアップ構造で整備されており、誘導用ブロックは連続設置されている。また、歩道上を植栽等で分離した自転車通行帯が整備されている。今後も引き続き、植栽の剪定や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。					
事業内容・実施時期					
項目	事業内容	実施時期			
		前期	後期	展望期	
誘導用ブロック	施設と道路の誘導用ブロックの連続性確保(施設設置管理者等との調整)	■			
案内設備	主要な生活関連施設へ誘導する案内サイン、誘導サイン等の設置検討		■		
安全対策	横断歩道接続部における自転車への注意喚起の実施	■			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定		継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕		継続		
教育啓発・心のバリアフリー	歩きスマホや路上駐輪への対策、自転車利用のルール啓発などの推進		継続		

路線番号	41	路線名	国道 17 号		
事業主体	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所				
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針					
歩道は一部区間を除きセミフラット構造で整備されている。渡河部に一部階段がある。誘導用ブロックは一部設置されている。自転車通行環境は車道に令和3年度(2021年度)整備予定で、自転車歩道通行可規制がされている。歩道幅員が狭く制約があるが、配慮事項を踏まえ、実施可能性も含めて整備内容を検討する。					
事業内容・実施時期					
項目	事業内容	実施時期			
		前期	後期	展望期	
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備		検討中		
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用		検討中		
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備に向けた検討		検討中		

歩道（つづき）	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置に向けた検討	検討中
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設との連続性確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）に向けた検討	検討中
案内設備	主要な生活関連施設へ誘導する案内サイン、誘導サイン等の設置に向けた検討	検討中
教育啓発・心のバリアフリー	歩きスマホや路上駐輪への対策、自転車利用のルール啓発などの推進（市との連携）	継続

■ 県道

路線番号	2	路線名	県道 79 号朝霞蕨線 (都計道 3.4.16 朝霞蕨線)	
事業主体	埼玉県 さいたま県土整備事務所			
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針				
歩道はフラットになっており、縁石の区間とガードレールの区間が混在している。誘導用ブロックは整備されていない。一部区間で自転車の通行位置を示す路面表示が整備されている(矢羽根)。歩道の大規模改良・更新時には移動等円滑化基準に準じた整備を行うこととし、当面は、維持管理・修繕の範囲で対応可能な対策を行う。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	歩道と沿道施設の間の段差を解消			■
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			■
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			■
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備			■
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用			■
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備 (JIS 規格適合・生活関連施設との連続性確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮)		■	
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装などの更新修繕	継続		
教育啓発・心のバリアフリー	歩きスマホや路上駐輪への対策、自転車利用のルール啓発などの推進	継続		

路線番号	32	路線名	県道 236 号新倉蕨線 (五差路通り) (都計道 3.5.8 蕨駅前通り西口線)	
事業主体	埼玉県 さいたま県土整備事務所			
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針				
歩道はフラットになっており、幅員は 2.5m 程度となっている。誘導用ブロックは整備されていない。自転車の通行位置を示す路面表示が整備されている(矢羽根)。歩道の大規模改良・更新時には移動等円滑化基準に準じた整備を行うこととし、当面は、維持管理・修繕の範囲で対応可能な対策を行う。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			■
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			■

歩道（つづき）	十分な有効幅員が確保された歩道の整備			
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用			
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保			
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・生活関連施設との連続性確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装などの更新修繕	継続		
教育啓発・心のバリアフリー	歩きスマホや路上駐輪への対策、自転車利用のルール啓発などの推進	継続		

路線番号	53	路線名	県道 68 号練馬川口線 (オリンピック通り) (都計道 3.5.5 新曽川口線)		
事業主体	埼玉県 さいたま県土整備事務所				
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針					
歩道はフラットになっており、幅員は 2.5m 程度となっている。一部区間で横断歩道接続部への誘導用ブロックが設置されている。また、一部区間で自転車の通行位置を示す路面表示が整備されている（矢羽根）。歩道の大規模改良・更新時には移動等円滑化基準に準じた整備を行うこととし、当面は、維持管理・修繕の範囲で対応可能な対策を行う。					
事業内容・実施時期					
項目	事業内容	実施時期			
		前期	後期	展望期	
歩道	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用				
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備				
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備				
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用				
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保				
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・生活関連施設との連続性確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）				
バス停留所	利用しやすいバス停留所の整備				
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続			
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続			
教育啓発・心のバリアフリー	歩きスマホや路上駐輪への対策、自転車利用のルール啓発などの推進	継続			

■ 市道

路線番号	3	路線名	第7131号線 (都計道 3.4.27 北戸田駅東口駅前通り 1号線)	
事業主体	戸田市			
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針				
歩道はセミフラット構造で、幅員は5.5mあり、誘導用ブロックが連続設置されている。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。今後も引き続き、植栽の剪定や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

路線番号	4	路線名	第7042号線 (都計道 3.4.28 北戸田駅東口駅前通り 2号線)	
事業主体	戸田市			
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針				
歩道はセミフラット構造で、幅員は5.5mあり、駅側はインターロッキングブロックで整備済み、東側の区間はアスファルトによる暫定整備となっている。整備済み箇所には誘導用ブロックが連続設置されている。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置			
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備(JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮)			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

路線番号	5	路線名	第7001号線
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針				
マウントアップ構造の歩道が整備されたロータリーを含む道路であり、誘導用ブロックは周辺施設との連続性をもって設置されている。今後も引き続き、雑草の除去や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
誘導用ブロック	県道との管理境界における誘導用ブロックの連続性確保	検討中		
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

路線番号	6	路線名	第7118号線	
事業主体	戸田市			
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針				
歩道がない JR の管理用道路であり、車両及びバイクの進入を抑制するための柵が端部に設置されている。今後も引き続き、雑草の除去や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装などの更新修繕	継続		

路線番号	7	路線名	第7026号線 (新曽つつじ通り)(都計道3.5.6 芦原上原線)	
事業主体	戸田市			
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針				
歩道はセミフラット構造で、幅員は5.5mあり、一部未整備で歩道が狭い区間や暫定整備となっている区間がある。整備済み箇所には誘導用ブロックが連続設置されている。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。道路築造工事を推進するとともに、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を図る。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備			
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			

歩道（つづき）	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置			
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備			
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用			
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保			
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定		継続	
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕		継続	

路線番号	8	路線名	第 7016 号線	
事業主体	戸田市			
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針				
マウントアップ構造の歩道が整備されたロータリーを含む道路であり、誘導用ブロックは周辺施設との連続性をもって設置されている。土地区画整理事業の進捗や改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置			
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備			
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用			
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保			
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設との連続性確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定		継続	
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕		継続	

路線番号	9	路線名	第 7119 号線
事業主体	戸田市		
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針			
歩道がない JR の管理用道路であり、車両及びバイクの進入を抑制するための柵が端部に設置			

されている。今後も引き続き、雑草の除去や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装などの更新修繕	継続		

路線番号	10	路線名	第7082号線（都計道3.4.17 北戸田駅西環状線）
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

笹目川プロムナード事業により片側歩道を確保している。歩道はセミフラット構造で、幅員は4.75mあり、一部未整備で歩道が狭い区間や暫定整備となっている区間がある。整備済み箇所には誘導用ブロックが連続設置されている。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。道路築造工事を推進するとともに、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を図る。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備			
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備			
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用			
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保			
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

路線番号	11	路線名	都計道3.4.30 北戸田駅西口駅前通り2号線
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で、幅員は4.5mあり、一部未整備で歩道が無い区間がある。誘導用ブロックについては今後整備を行っていく。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。道路築造工事を推進するとともに、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフ

リー化を図る。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備	■		
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用	■		
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備	■		
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備	■		
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用	■		
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保	■		
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）	■		
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装などの更新修繕	継続		

路線番号	12	路線名	都計道 3.4.29 北戸田駅西口駅前通り 1 号線	
事業主体	戸田市			
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針				
<p>歩道はセミフラット構造で、幅員は 5.5mあり、一部未整備で歩道が狭い区間や暫定整備となっている区間がある。整備済み箇所には誘導用ブロックが連続設置されている。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。道路築造工事を推進するとともに、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を図る。</p>				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備	■		
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用	■		
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備	■		
	歩車道境界ブロックの視認性の確保	■		
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置	■		
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備	■		
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用	■		
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保	■		

誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定		継続	
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕		継続	

路線番号	13	路線名	都計道 3.4.18 稲荷谷口線
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で、幅員は 4.75mあり、一部の暫定整備区間を残して整備済みである。整備済み箇所には誘導用ブロックが連続設置されている。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備			
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用			
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定		継続	
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕		継続	

路線番号	14	路線名	第 5003 号線（イオンわくわく通り）・第 7098 号（北部橋）
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はフラット構造で整備されており、歩車道の境界として縁石が設置されている。誘導用ブロックは横断歩道接続部に設置されている。

また、自転車の通行位置を示す路面表示が整備されている。歩道等を含めた路線全体として、更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
誘導用ブロック	施設と道路の誘導用ブロックの連続性を確保			

バス停留所	利用しやすいバス停留所の整備			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

路線番号	15	路線名	第 5041 号線		
事業主体	戸田市				
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針					
歩道はフラット構造で片側のみ整備されており、歩車道の境界として縁石が設置されている。誘導用ブロックは設置されていない。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。					
事業内容・実施時期					
項目	事業内容	実施時期			
		前期	後期	展望期	
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続			
	劣化した舗装などの更新修繕	継続			

路線番号	16	路線名	第 5020 号線		
事業主体	戸田市				
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針					
歩道はフラット構造で整備されており、歩車道の境界として縁石が設置されている。また、部分的に進入禁止のための車止めが設置されている。誘導用ブロックは設置されていない。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。					
事業内容・実施時期					
項目	事業内容	実施時期			
		前期	後期	展望期	
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続			
	劣化した舗装などの更新修繕	継続			

路線番号	17	路線名	第 5019 号線		
事業主体	戸田市				
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針					
整備された遊歩道があり、部分的にマウントアップ構造とセミフラット構造が混在している。誘導用ブロックは設置されていない。また、自転車の通行位置を示す路面表示が整備されている。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。					

事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
案内設備	主要な生活関連施設へ誘導する案内サイン、誘導サイン等の設置		■	
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定		■	
	劣化した舗装などの更新修繕		■	

路線番号	18	路線名	第5001号線（都計道3.4.19 新曽美女木線）	
事業主体	戸田市			
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針				
歩道はフラット構造で整備されており、歩車道の境界として縁石が設置されている。誘導用ブロックは横断歩道接続部に設置されている。また、自転車専用通行帯が整備されている。歩道等を含めた路線全体として、更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定		■	
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕		■	

路線番号	19	路線名	第7045号線（都計道3.4.19 新曽美女木線）	
事業主体	戸田市			
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針				
歩道はセミフラット構造で、幅員は4.75mあり、概ね整備済みであるが一部歩道が無い区間がある。整備済み箇所には誘導用ブロックが連続設置されている。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。道路築造工事を推進するとともに、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備		■	
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用		■	
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備		■	
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置		■	
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備		■	

歩道（つづき）	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用			
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保			
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			
バス停留所	利用しやすいバス停留所の整備			
維持管理	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

路線番号	20	路線名	第 7018 号線（区 12-4）
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はフラット構造で、幅員は 2.5m あるが、一部歩道の無い箇所がある。誘導用ブロックについては今後整備を行っていく予定。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備			
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置			
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備			
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用			
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保			
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			
維持管理	劣化した舗装などの更新修繕	継続		

路線番号	21	路線名	第 7086 号線（区 12-5、12-6）
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で、区 12-5 の幅員は水路敷 3.0m 含む 4.5m（北側）と 1.5m（南側）の歩道構成となる予定である。12-6 の幅員は 2.5m あるが、一部歩道の無い箇所がある。誘導用ブロックについては今後整備を行っていく予定。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。道路築造工事を推進するとともに、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。

事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備			■
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			■
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			■
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置			■
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備			■
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用			■
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保			■
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			■
バス停留所	利用しやすいバス停留所の整備			■
維持管理	劣化した舗装などの更新修繕	継続		

路線番号	22	路線名	第 7046 号線（北大通り）（都計道 3.4.4 旭町山宮線）
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で、拡幅済みの幅員は 5.5m、未整備部分の幅員は 3.5mとなっている。誘導用ブロックについては今後整備を行っていく予定。南側の一部区間で自転車の通行位置を示す路面表示が整備されている。道路築造工事を推進するとともに、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備	■	■	
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			■
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備	■	■	
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置			■
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備	■	■	
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用	■	■	
	つまずきの原因となる側溝の段差解消	検討中		

歩道（つづき）	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保			
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			
バス停留所	利用しやすいバス停留所の整備			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装などの更新修繕	継続		

路線番号	23	路線名	都計道 3.4.26 戸田駅西口駅前通り線
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

駅前交通広場リニューアルにあわせて整備中であり、歩道はセミフラット構造で、幅員は 3.5 mで整備する。誘導用ブロックは連続設置する予定。また、自転車専用通行帯を整備する予定。整備後は適切に維持管理を図る。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備			
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装などの更新修繕	継続		

路線番号	24	路線名	第 7052 号線（都計道 3.4.9 旭町沖内線）（西側区間）
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で、拡幅済みの幅員は 5.5m、未整備部分の幅員は約 1.0mある。誘導用ブロックについては今後整備を行っていく予定。自転車専用通行帯が整備されている。道路築造工事を推進するとともに、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備			

歩道（つづき）	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置			
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備			
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用			
	戸田駅、戸田公園駅周辺の排水対策の実施			
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保			
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			
バス停留所	利用しやすいバス停留所の整備			
維持管理	劣化した舗装などの更新修繕	継続		

路線番号	25	路線名	第 7009 号線（都計道 3.4.10 前谷馬場線）
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はフラット構造（片側）で、幅員 2.3m 程度である。先行整備された箇所は、セミフラット構造で片側幅員 3.5m となっている。誘導用ブロック及び自転車通行空間は設置されていない。都市計画道路事業を施行中であり、用地買収により、部分的に暫定的な歩行空間を整備している。用地買収完了後には、拡幅及び無電柱化を実施することにより、移動等円滑化基準に準じた整備を行う。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備			
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置			
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備			
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用			
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保			
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設との連続性確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			
バス停留所	利用しやすいバス停留所の整備			

案内設備	主要な生活関連施設へ誘導する案内サイン、誘導サイン等の設置			
------	-------------------------------	--	--	--

路線番号	26	路線名	第7068号線
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

車道に沿った水路敷（柵渠に蓋掛けした部分を含め幅員が約4.5mから6.2m程度）が歩行空間として利用されている。誘導用ブロック及び自転車通行空間は設置されていない。今後は車道の整備と併せて水路敷を歩道形態として整備する予定である。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備			
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置			
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備			
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用			
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保			
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・生活関連施設との連続性確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装などの更新修繕	継続		

路線番号	27	路線名	第7052号線（都計道3.4.9 旭町沖内線）（東側区間）
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で、拡幅済みの幅員は5.5m、未整備部分の幅員は約1.0mある。誘導用ブロックについては今後整備を行っていく予定。自転車専用通行帯が整備されている。道路築造工事を推進するとともに、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備			

歩道（つづき）	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置			
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備			
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用			
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保			
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設との連続性確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			
維持管理	劣化した舗装などの更新修繕			継続

路線番号	28	路線名	都計道 3.4.25 戸田駅東口駅前通り 2 号線		
事業主体	戸田市				
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針					
現状道路形態が無い。道路築造工事の際にはセミフラット構造で整備し、歩道幅員は 5.5mを予定している。歩道整備の際には誘導用ブロックを設置する予定。自転車通行環境の整備方法は未定である。今後の土地区画整理事業によりバリアフリー化を推進する。					
事業内容・実施時期					
項目	事業内容	実施時期			
		前期	後期	展望期	
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備				
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用				
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備				
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用				
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保				
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）				

路線番号	29	路線名	第 7002 号線（区 9-5）		
事業主体	戸田市				
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針					
歩道はセミフラット構造で、片側 3.0mの幅員を確保し、誘導用ブロックについては今後整備を行っていく予定。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。					

事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			■
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			■
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置			■
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用			■
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保			■
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			■
維持管理	劣化した舗装などの更新修繕	継続		

路線番号	30	路線名	第 7050 号線 （都計道 3.4.24 戸田駅東口駅前通り 1 号線） （特 16.5-1）（区 6-32、6-33）
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

現状は幅員 3.8m の単断面の生活道路（一部歩道有り）となっている。西側区間の都計道 3.4.24 は、歩道はセミフラット構造、幅員は 5.5m となる予定であり、誘導用ブロックは整備の際に設置する。東側区間の特 16.5-1 については幅員 16.5m を全面遊歩道とし、区 6-32・33 は全幅 6.0m の歩道のない道路として整備する予定。今後の土地区画整理事業によりバリアフリー化を推進する。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備			■
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			■
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			■
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用			■
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保			■
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			■

路線番号	31	路線名	都計道 3.4.15 小玉錦町線
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針				
一部暫定舗装で整備中だが、ほとんどの区間において現状道路形態が無い。道路築造工事の際にはセミフラット構造で整備し、歩道幅員は 5.5mを予定している。歩道整備の際には誘導用ブロックを設置する。自転車通行環境の整備方法は未定である。今後の土地区画整理事業によりバリアフリー化を推進する。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備			■
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			■
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			■
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置			■
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備			■
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用			■
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保			■
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			■
維持管理	劣化した舗装などの更新修繕	継続		

路線番号	33	路線名	第 2037 号線	
事業主体	戸田市			
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針				
歩道はフラット構造で整備されており、歩車道の境界として横断防止柵及び縁石が設置されている。誘導用ブロックは設置されていない。歩道等を含めた路線全体として、更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			■
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置			■
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備			■
安全対策	歩道のない道路における歩行者等の安全対策の検討	■		
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		

維持管理 (つづき)	劣化した舗装などの更新修繕	継続
---------------	---------------	----

路線番号	34	路線名	第 2036 号線 (市役所通り)
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はマウントアップ構造で整備されている。市役所の敷地へと続く誘導用ブロックが連続的に整備されている。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	車止めの視認性向上及び衝突を避けた動線への誘導用ブロックの設置			
誘導用ブロック	施設と道路の誘導用ブロックの連続性を確保			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

路線番号	35	路線名	第 2035 号線 (市役所南通り) (都計道 3.4.9 旭町沖内線)
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で整備されており、歩車道の境界として縁石及び植栽帯が設置されている。誘導用ブロックは連続設置されている。また、自転車の通行位置を示す路面表示が整備されている。今後も引き続き、植栽の剪定や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
バス停留所	利用しやすいバス停留所の整備			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

路線番号	36	路線名	第 7107 号線
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

JR の管理用道路であり、誘導用ブロックは駅前に連続設置されている。引き続き、植栽の剪定

や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	駅周辺の排水対策の実施			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

路線番号	37	路線名	第7106号線	
事業主体	戸田市			
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針				
JRの管理用道路であり、誘導用ブロックは駅前に連続設置されている。引き続き、植栽の剪定や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	駅周辺の排水対策の実施			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

路線番号	38	路線名	第3060号線 (市役所通り)(都計道3.4.13 戸田公園駅大前環状線)	
事業主体	戸田市			
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針				
歩道は概ねがセミフラット構造であり、一部がマウントアップ構造で整備されている。歩車道の境界として縁石が設置されている。誘導用ブロックは一部区間で古いタイプのものが設置されている。なお、都市計画道路戸田公園駅大前環状線事業地であり、事業進捗に合わせてバリアフリー化についても対処していく。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備			
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置			

歩道（つづき）	十分な有効幅員が確保された歩道の整備			
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用			
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保に配慮）			
バス停留所	利用しやすいバス停留所の整備			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定			継続
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕			継続

路線番号	39	路線名	第 3200 号線（中央病院通り） （都計道 3.4.20 戸田公園駅東口駅前通り 1 号線）
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

片側歩道がフラット構造で整備されている。歩車道の境界として縁石が設置されている。誘導用ブロックは一部で設置されている。なお、都市計画道路戸田公園駅東口駅前通り 1 号線事業地であり、事業進捗に合わせてバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備			
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置			
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備			
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保			
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定			継続
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕			継続

路線番号	40	路線名	第 3054 号線（都計道 3.4.14 戸田公園駅上前環状線）
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道は南側のみ設置されており、マウントアップ構造で整備されている。歩道部は歩車道の境界として縁石が設置されている。誘導用ブロックは一部区間で設置されている。また、道路北側は歩

道がない。なお、都市計画道路戸田公園駅上前環状線事業地であり、事業進捗に合わせてバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備			
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置			
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備			
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保			
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

路線番号	42	路線名	第 3029 号線
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

路線全体で幅員が狭い。当該路線には歩道は整備されておらず、路側帯がカラー化（ベージュ色）されている。誘導用ブロックは設置されていない。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装などの更新修繕	継続		

路線番号	43	路線名	第 3027 号線 (東部センター通り)(都計道 3.6.11 塚越下蔵線)
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

マウントアップ構造の歩道とフラット構造の歩道が混在している。歩車道の境界として、マウントアップの上には車止めが設置され、フラット部分には縁石が設置されている。誘導用ブロッ

クは横断歩道接続部に設置されている。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
バス停留所	利用しやすいバス停留所の整備			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

路線番号	44	路線名	第3012号線（中央通り）
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道は整備されておらず、路側帯がカラー化されている。誘導用ブロックは設置されていない。自転車通行環境整備に合わせて歩行空間の整備を検討する。路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
バス停留所	利用しやすいバス停留所の整備			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装などの更新修繕	継続		

路線番号	45	路線名	第3053号線
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

路線全体で幅員が狭い。歩道は整備されておらず、路肩がカラー化（グリーン色）されている。誘導用ブロックは設置されていない。路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装などの更新修繕	継続		

路線番号	46	路線名	第 3056 号線（電話局通り）（都計道 3.4.12 本町下前線）		
事業主体	戸田市				
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針					
歩道はフラット構造で整備されており、歩車道の境界として縁石が設置されている。誘導用ブロックは横断歩道接続部に設置されている。なお、都市計画道路本町下前線事業地であり、事業進捗に合わせてバリアフリー化についても対処していく。					
事業内容・実施時期					
項目	事業内容	実施時期			
		前期	後期	展望期	
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備				
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備				
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置				
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備				
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用				
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保				
誘導用ブロック	輝度比が確保された誘導用ブロックの整備				
バス停留所	利用しやすいバス停留所の整備				
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続			
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続			

路線番号	47	路線名	第 3003 号線		
事業主体	戸田市				
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針					
歩道はフラット構造で整備されており、歩車道の境界として縁石が設置されている。誘導用ブロックは横断歩道接続部に設置されている。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。					
事業内容・実施時期					
項目	事業内容	実施時期			
		前期	後期	展望期	
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続			
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続			

路線番号	48	路線名	第 3063 号線 (都計道 3.4.21 戸田公園駅東口駅前通り 2 号線)		
事業主体	戸田市				
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針					
当該路線には歩道は整備されておらず、路肩がカラー化（ベージュ色）されている。誘導用ブロックは設置されていない。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングで対処していく。					
事業内容・実施時期					
項目	事業内容	実施時期			
		前期	後期	展望期	
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備				
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用				
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備				
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置				
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備				
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保				
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）				
安全対策	歩道のない道路における歩行者等の安全対策の検討				
駅前交通広場	駅前交通広場及び安全に乗降できる乗降場の整備				
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定			継続	
	劣化した舗装などの更新修繕			継続	

路線番号	49	路線名	第 3071 号線 (都計道 3.4.23 戸田公園駅西口駅前通り 2 号線)		
事業主体	戸田市				
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針					
歩道はセミフラット構造で整備されており、歩車道の境界として縁石が設置されている。誘導用ブロックは連続性をもって設置されている。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。					
事業内容・実施時期					
項目	事業内容	実施時期			
		前期	後期	展望期	
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定			継続	
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕			継続	

路線番号	50	路線名	第 3198 号線	
事業主体	戸田市			
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針				
歩道はマウントアップ構造で整備されており、路線の一部が駅前交通広場の事業地となる。誘導用ブロックは連続性をもって設置されている。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
誘導用ブロック	デッキ（高架通路）降り口への誘導用ブロックの連続性を確保	■		
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

路線番号	51	路線名	第 3197 号線	
事業主体	戸田市			
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針				
歩道はマウントアップ構造で整備されており、路線の一部が駅前交通広場と JR の管理用道路となる。駅前交通広場部分の誘導用ブロックは連続性をもって設置されている。戸田公園駅東口～本町 1 丁目交差点の都市計画道路整備の進捗に合わせ整備を推進するとともに、歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
誘導用ブロック	改札口から戸田公園駅東口方面の道路までの誘導用ブロックの連続性を確保	■		
バス停留所	利用しやすいバス停留所の整備	■		
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

路線番号	52	路線名	第 3055 号線 (都計道 3.4.22 戸田公園駅西口駅前通り 1 号線)
事業主体	戸田市		
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針			
歩道はマウントアップ構造で整備されている。誘導用ブロックは連続性をもって設置されている。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。			

事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

路線番号	54	路線名	第 3097 号線
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はフラット構造で整備されており、歩車道の境界として縁石が設置されている。誘導用ブロックは設置されていない。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装などの更新修繕	継続		

路線番号	55	路線名	第 3224 号線
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

幅員の狭い道路であり、道路上には歩道はないが、新曽南庁舎の南側部分は敷地内通路として横断防止柵で区切られた歩行者空間が整備されている。今後も引き続き、雑草の除去や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。

事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装などの更新修繕	継続		

路線番号	56	路線名	第 3214 号線
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針			
JRの管理用道路であり、誘導用ブロックは設置されていない。引き続き、植栽の剪定や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。			
事業内容・実施時期			
項目	事業内容	実施時期	
		前期	後期
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続	
	劣化した舗装などの更新修繕	継続	

路線番号	57	路線名	第3215号線
事業主体	戸田市		
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針			
JRの管理用道路であり、誘導用ブロックは設置されていない。引き続き、植栽の剪定や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。			
事業内容・実施時期			
項目	事業内容	実施時期	
		前期	後期
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続	
	劣化した舗装などの更新修繕	継続	

路線番号	58	路線名	第3216号線
事業主体	戸田市		
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針			
歩道がない JRの管理用道路であり、車両及びバイクの進入を抑制するための柵が端部に設置されている。今後も引き続き、雑草の除去や劣化箇所の更新修繕を図る。			
事業内容・実施時期			
項目	事業内容	実施時期	
		前期	後期
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続	
	劣化した舗装などの更新修繕	継続	

路線番号	59	路線名	第3217号線
事業主体	戸田市		
経路の現状とバリアフリー化の今後の方針			
歩道がない JRの管理用道路であり、車両及びバイクの進入を抑制するための柵が端部に設置			

されている。今後も引き続き、雑草の除去や劣化箇所の更新修繕を図る。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装などの更新修繕	継続		

路線番号	60	路線名	第 3218 号線
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道がない JR の管理用道路であり、車両及びバイクの進入を抑制するための柵が端部に設置されている。今後も引き続き、雑草の除去や劣化箇所の更新修繕を図る。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装などの更新修繕	継続		

路線番号	62	路線名	第 3065 号線
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で整備されており、歩車道の境界として縁石が設置されている。誘導用ブロックは横断歩道接続部に設置されている。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

路線番号	63	路線名	第 3074 号線（戸田中通り）
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

フラット構造の歩道が整備されており、歩車道の区切りとして縁石、横断防止柵、ガードパイプ

が混在している。誘導用ブロックは設置されていない。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装などの更新修繕	継続		

路線番号	64	路線名	第 3023 号線（戸二小通り）
事業主体	戸田市		

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で整備されており、歩車道の境界として縁石が設置されている。誘導用ブロックが設置されているものの、一部連続性が確保されていない箇所がある。自転車通行環境は整備されている。

事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

■ 【駅前交通広場-1】北戸田駅東口駅前交通広場

事業主体	戸田市			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
現在の駅前交通広場は平成 22 年度（2010 年度）に整備済み。歩道は駅構内からの接続を考慮しマウントアップで整備済み。歩道や乗降場、案内設備は整備済み。今後も引き続き、歩車道境界ブロックの改善や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	縁石の視認性確保に向けた検討			
乗降場・停留所 （バス事業者との連携）	バス停留所におけるベンチの設置や十分な待合スペースを確保			
案内設備	多様な利用者を想定した案内表示の充実に向けた検討			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

■ 【駅前交通広場-2】北戸田駅西口駅前交通広場

事業主体	戸田市			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
現在の駅前交通広場は JR 開業時にあわせて整備され、歩道や乗降場、案内設備は整備済み。令和 7 年度（2025 年度）までに予定されているリニューアルと合わせ、バリアフリー化を推進する。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
歩道	セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備			
	水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用			
	利用者意見を踏まえた利用しやすい歩車道境界ブロックの整備			
	視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置			
	十分な有効幅員が確保された歩道の整備			
	側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用			
	横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保			
誘導用ブロック	誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）			

乗降場・停留所 (バス事業者との連携)	駅出入口から各停留所までの連続した屋根又はひさしの設置に向けた検討			
	バス停留所におけるベンチ・屋根の設置や十分な待合スペースを確保			
	マウントアップ構造のバス停留所の整備			
	視覚障がい者の乗降のための適切な誘導用ブロックの設置			
	一般車用乗降場の設置に向けた検討			
案内設備	多様な利用者を想定した案内表示の充実に向けた検討			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

■ 【駅前交通広場-3】 戸田駅西口駅前交通広場

事業主体	戸田市			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
駅前交通広場整備が令和4年(2022年)2月に完了し、歩道や乗降場、案内設備が設置される。今後も引き続き、植栽の剪定や劣化箇所の更新修繕などの維持管理を行う。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
全体	駅前交通広場整備による全面的なバリアフリー化整備			
歩道	戸田駅周辺の排水対策の実施			
安全対策	路面標示の工夫などによる安全対策の実施			
	工事中の歩行者通行の安全対策の実施			
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定	継続		
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕	継続		

■ 【駅前交通広場-4】 戸田公園駅西口駅前交通広場等

事業主体	戸田市			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
現在の駅前交通広場は平成9年度(1997年度)に整備済みである。今後は、広場の施設更新に合わせ、バリアフリー化を推進する。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期



















歩道	歩車道境界の段差や勾配の改善			
誘導用ブロック	施設と道路の誘導用ブロックの連続性を確保			
	交番と駅前交通広場の誘導用ブロックの接続			
	西口2階通路部の誘導用ブロックの設置位置の改善			
乗降場・停留所 (バス事業者との連携)	駅出入口から各停留所までの連続した屋根又はひさしの設置に向けた検討			
	一般車用乗降場の設置			
	乗降場における十分な大きさの上屋の設置			
	利用されていない乗降場への誘導用ブロックの撤去に向けた検討			
案内設備	多様な利用者を想定した案内表示の充実			
	公衆便所への案内の改善			
	西口2階通路にある触知案内図の更新			
その他	ベンチや日陰のある空間の増設		検討中	
維持管理	雑草の除去や定期的な植栽の剪定		継続	
	劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕		継続	

5-3 交通安全特定事業




















事業主体	埼玉県公安委員会、埼玉県蕨警察署			
現状とバリアフリー化の今後の方針				
<p>市内の音響式信号機は 14 基(令和 2 年(2020 年)6 月現在)と、導入が進んでいるとは言えない状況である。また、歩行者用信号の青時間が短く渡り切れない信号機や、横断歩道の表示が劣化しているなど、交通安全上危険な箇所の指摘が多くある。</p> <p>促進方針・基本構想策定を契機に、交通管理者と道路管理者が連携した交通安全対策を推進し、安心して移動できる歩行者空間を構築することを目指す。</p>				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
横断歩道・信号機	利用者意見を踏まえた横断歩道の設置の検討	順次		
	音響式や経過時間表示式等のバリアフリー対応信号機の導入を推進	順次		
	利用者意見や現地の状況を踏まえた音響式信号機の音量の調整	順次		
	歩行者用信号の青時間が短い信号機において、時間調整や青延長用押しボタンの設置を検討	順次		
	歩行者の通行量が多い交差点における歩車分離式信号の採用の検討	順次		
	交通管理者と道路管理者が連携し、見えにくい歩行者用信号機の位置の改善	順次		
	利用者意見を踏まえた歩行者用信号機の設置の検討	順次		
維持管理	横断歩道の表示等が劣化している箇所の更新・修繕	継続		
安全対策	交通管理者と道路管理者が連携し、歩行者等の安全対策の検討	順次		
	道路管理者と連携した交差点の安全対策の検討	順次		
	自転車通行空間が確保された路線における自転車歩道通行可規制の解除の検討	順次		
教育啓発・心のバリアフリー	歩きスマホや路上駐輪への対策、自転車利用のルール啓発などの推進	継続		
	路上駐車対策や横断歩道での一時停止など、自動車利用者への啓発の推進	継続		

5-4 建築物特定事業

<バリアフリー設備 凡例>

 駐車場	 手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）
 車いす使用者用駐車場	 乳幼児用チェアつきトイレ
 スロープ（出入口等の段差解消）	 おむつ交換設備つきトイレ
 出入口自動ドア	 オストメイト対応設備
 エレベーター	 視覚障害者誘導用ブロック
 車いす使用者用エレベーター（低い操作盤・鏡）	 車いす貸出サービス
 車いす使用者用トイレ	 授乳室
 車いす使用者用トイレ（大型ベッド付き）	 手話対応
 男女共用トイレ	 音声案内設備
(車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可)	

■ 【公共・公益施設-1】 戸田市役所

事業主体	戸田市			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
平成 25 年（2013 年）から平成 26 年（2014 年）にかけて実施した庁舎免震工事にて、庁舎内のバリアフリー化を行った。今後実施する庁舎スロープ改修工事では、敷地内のバリアフリー化に着手していく予定である。				
バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）				
                  				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
出入口・敷地内通路	出入口付近に屋根のある車寄せの設置	■		
	輝度比が確保された誘導用ブロックの整備	順次		
	西側出入口の玄関マットを滑りにくいように改善	■		
	誘導用ブロックの位置のグレーチングを目の細かいものに交換	■		
建物内通路	物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロック上に物が置かれることのないよう留意	継続		
	誘導用ブロックを適切な位置に改善（エレベーター前、トイレ前）	■		
トイレ	介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドの設置			■
	視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意		■	

トイレ（つづき）	一般トイレの個室は、荷物が多い人や子ども連れなどが利用しやすい十分な大きさを確保			
	一般トイレ(男女それぞれ)に乳幼児用設備の設置や、広めの便房を設けるなどの機能分散の検討			
駐車場	障がい者用駐車ますにおける屋根の設置			
案内設備	緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置			
	各敷地入口から1階を經由して2階へ向かうバリアフリールートをわかりやすく案内			
	音声案内の内容を確認し、必要に応じて統一・改善			
	赤ちゃん休憩室の案内の充実			
人的対応・心のバリアフリー	車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施			継続
	駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施			継続

■ 【公共・公益施設-2】 戸田公園駅前行政センター（出張所・駅前配本所・駅前子育て広場・観光情報館トピック）

事業主体	戸田市			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
当施設は、建築当時のバリアフリー化に対応していたが、時代の変化とともに追加の整備が必要となっている。自主点検等により、即座に整備できるものは修繕で対応してきたが、大掛かりなものについては将来大規模修繕工事が発生した際に整備する予定である。				
バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
出入口・敷地内通路	1階出入口の段差における注意喚起の実施			
トイレ	2階トイレへのベビーチェア設置検討			
案内設備	ピクトグラムによるバリアフリー設備の情報提供の充実			
	バリアフリールートなどがわかりやすい施設の全体案内図の設置			
	緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置			
その他設備	貸出用車いすの用意			
人的対応・心のバリアフリー	案内設備や誘導用ブロックの設置、人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮			継続
	車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施			

人的対応・ 心のバリアフリー (つづき)	従業員等への接遇研修の実施	継続
----------------------------	---------------	----

■ 【公共・公益施設-3】 戸田市役所新曽南庁舎（新曽南多世代交流館さくらパル、新曽地域包括支援センター）

事業主体	戸田市			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
平成 28 年（2016 年）の庁舎 1・2 階新曽南多世代交流館開設改修により、主に来客のある庁舎 1・2 階については、基本的なバリアフリー化対応を実施している。次回の大規模改修時に合わせて、駐車場のバリアフリー化などを推進する。				
バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
駐車場	障がい者用駐車ますにおける屋根の設置			継続

■ 【公共・公益施設-4】 上戸田地域交流センターあいパル（図書館上戸田分館）

事業主体	戸田市			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
基本的なバリアフリー設備は設置されている。今後、市民意見を踏まえて、設備や案内の充実、心のバリアフリーの推進を図る。				
バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
建物内通路	物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロック上に物が置かれることのないよう留意			継続
トイレ	着替え台の設置			継続
人的対応・ 心のバリアフリー	案内設備や誘導用ブロックの設置、人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮			継続
	車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施			継続
	駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施			継続
	従業員等への接遇研修の実施			継続

■ 【公共・公益施設-7】 東部福祉センター（下戸田公民館・図書館下戸田分室・東部連絡所）

事業主体		戸田市		
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
基本的なバリアフリー設備は設置されている。今後、大規模改修に向け一層のバリアフリー化を検討し、設備の改修や案内の充実、心のバリアフリーの推進を図る。				
バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
建物内通路	物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロック上に物が置かれることのないよう留意	継続		
上下移動	車いす利用者などが利用しやすいエレベーターの設置		■	
	階段は、連続した両側手すりの設置、段鼻の強調など、安心して利用できるよう配慮		■	
トイレ	介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドの設置		■	
	オストメイト対応の流し台や着替え台の設置		■	
	流すボタンなど各設備の位置を JIS 規格に合わせて統一		■	
	視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意		■	
	一般トイレの個室は、荷物が多い人や子ども連れなどが利用しやすい十分な大きさを確保		■	
	一般トイレ(男女それぞれ)に乳幼児用設備の設置や、広めの便房を設けるなどの機能分散の検討		■	
駐車場	障がい者用駐車ますにおける屋根の設置		■	
案内設備	ピクトグラムによるバリアフリー設備の情報提供の充実		■	
	バリアフリールートなどがわかりやすい施設の全体案内図の設置		■	
	緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置		■	
その他設備	車いす利用者にも使いやすい低い受付カウンターの設置		■	
人的対応・心のバリアフリー	案内設備や誘導用ブロックの設置、人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮	継続		
	車いす利用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施	継続		
	駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施	継続		
	職員等への接遇研修の実施	継続		

■ 【公共・公益施設-8】 新曽福祉センター（新曽公民館・勤労福祉センター）

事業主体	戸田市			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
基本的なバリアフリー設備は設置されている。今後、大規模改修に向け一層のバリアフリー化を検討し、設備の改修や案内の充実、心のバリアフリーの推進を図る。				
バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
建物内通路	物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロック上に物が置かれることのないよう留意	継続		
上下移動	車いす利用者などが利用しやすいエレベーターの設置	継続		
トイレ	介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドの設置	継続		
	オストメイト対応の流し台や着替え台の設置	継続		
	流すボタンなど各設備の位置を JIS 規格に合わせて統一	継続		
	視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意	継続		
	一般トイレの個室は、荷物が多し人や子ども連れなどが利用しやすい十分な大きさを確保	継続		
	一般トイレ(男女それぞれ)に乳幼児用設備の設置や、広めの便房を設けるなどの機能分散の検討	継続		
駐車場	障がい者用駐車ますにおける屋根の設置	継続		
案内設備	ピクトグラムによるバリアフリー設備の情報提供の充実	継続		
	バリアフリールートなどがわかりやすい施設の全体案内図の設置	継続		
	緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置	継続		
その他設備	車いす利用者にも使いやすい低い受付カウンターの設置	継続		
人的対応・心のバリアフリー	案内設備や誘導用ブロックの設置、人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮	継続		
	車いす利用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施	継続		
	駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施	継続		
	職員等への接遇研修の実施	継続		

■ 【公共・公益施設-9】 中央図書館・郷土博物館

事業主体	戸田市			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
<p>基本的なバリアフリー設備は設置されている。大規模改修が令和2年（2020年）に終了したばかりのため、大がかりな工事を伴う設備改修は難しいが、今後も、市民意見を踏まえて、設備の改修や案内の充実、心のバリアフリーの推進を図る。</p>				
バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
出入口・敷地内通路	道路から建物入口まで、できるだけ単純でわかりやすい動線となるように誘導用ブロックの設置			■
	出入口から敷地内通路の舗装のがたつきや排水不良の解消			■
	動線上の排水溝やグレーチングはマス目の細かいものを採用			■
建物内通路	物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロック上に物が置かれることのないよう留意	継続		
	床面と誘導用ブロックの輝度比が確保された床色の改善（3階）			■
上下移動	階段は、連続した両側手すりの設置、段鼻の強調など、安心して利用できるよう配慮			■
トイレ	介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドの設置			■
	着替え台の設置			■
	視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意			■
駐車場	障がい者用駐車ますにおける屋根の設置			■
	駐車場の排水不良の解消			■
案内設備	緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置		■	
その他設備	受付や窓口における耳マーク等の掲示	■		
	授乳室におけるお湯の入手方法の掲示			■
人的対応・心のバリアフリー	案内設備や誘導用ブロックの設置、人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮	継続		
	車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施	継続		
	駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施	継続		
	職員等への接遇研修の実施	継続		

■ 【公共・公益施設-10】生涯学習施設（芦原小学校内）

事業主体	戸田市			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
<p>基本的なバリアフリー化は実施されているが、施設の構造や立地により整備が難しい配慮事項があること、芦原小学校の一部であることから学校側や担当部署との調整が必要であり、短期的な対応が難しい状況である。今後は可能な範囲で中長期的なバリアフリー化の推進を図る。</p>				
バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
出入口・敷地内通路	主要な出入口における自動ドアの設置			■
	道路から連続し、JIS規格に適合した誘導用ブロックの整備			■
トイレ	介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドの設置			■
	着替え台の設置			■
	視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意			■
	一般トイレの個室は、荷物が多い人や子ども連れなどが利用しやすい十分な大きさを確保			■
	一般トイレ(男女それぞれ)に乳幼児用設備の設置や、広めの便房を設けるなどの機能分散の検討			■
	男女共用トイレの導入の検討			■
駐車場	障がい者用駐車ますにおける屋根の設置			■
案内設備	バリアフリールートなどがわかりやすい施設の全体案内図の設置			■
	緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置		■	
その他設備	男性でも安心して利用できるよう配慮された授乳室の設置			■
	受付や窓口における筆談用具の設置と耳マーク等の掲示	■		
	貸出用車いすの用意			■
人的対応・心のバリアフリー	人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮		継続	
	職員等への接遇研修の実施		継続	

■ 【公共・公益施設-11】文化会館

事業主体	戸田市			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
令和元年（2019年）10月から令和3年（2021年）1月にかけて実施した大規模改修工事により、基本的なバリアフリー設備は設置されている。市民意見を踏まえ、設備や案内をより充実させ、バリアフリー化を推進していく。				
バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
出入口・敷地内通路	敷地内通路を滑りにくい舗装に改善			■
トイレ	視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意			■
駐車場	障がい者用駐車ますにおける屋根の設置			■
案内設備	緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置		■	
	文字による案内など、授乳室のわかりやすい案内表示の掲示	■		
人的対応・心のバリアフリー	車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施		継続	
	駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施		継続	
	従業員等への接遇研修の実施		継続	

■ 【公共・公益施設-13】児童センターこどもの国

事業主体	戸田市			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
旧こどもの国から再整備を行い、平成27年（2015年）より児童センターこどもの国として開館している。再整備の際に基本的なバリアフリー化はなされており、充実した設備が整っていると見える。今後はバリアフリー設備の充実だけでなく、実際に設備を活かせるよう、研修等の充実を図っていく。				
バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
建物内通路	物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロック上に物が置かれることのないよう留意		継続	

上下移動	車いす使用者などがより利用しやすいようエレベーターの改修			
トイレ	着替え台の設置			
駐車場	障がい者用駐車ますにおける屋根の設置			
	駐車場の増設			
その他設備	受付や窓口における筆談用具の設置と耳マーク等の掲示			

■ 【公共・公益施設-14】スポーツセンター

事業主体	戸田市			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
<p>建築から 40 年が経過した施設であり、バリアフリーに対応するため、適宜細やかな修繕等を実施している。バリアフリーに配慮した窓口対応等についても、柔軟に行うようスポーツセンター職員間で周知等をしている。なお、今後大規模改修を予定しており、施設内の段差解消やトイレの改良、障がい者用駐車ますの増設等のバリアフリー化を図る。</p>				
バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
出入口・敷地内通路	道路から連続し、JIS 規格に適合した誘導用ブロックの整備			
	輝度比が確保された誘導用ブロックの整備			
	出入口から敷地内通路の舗装のがたつきや排水不良の解消			
	陸上競技場入口の段差の解消			
建物内通路	物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロック上に物が置かれることのないよう留意	継続		
	建物内の段差の解消			
	プール棟 1 階の誘導用ブロックの色が分かりやすいように配慮（色弱者の見え方に留意）			
上下移動	階段は、連続した両側手すりの設置、段鼻の強調など、安心して利用できるよう配慮			
トイレ	介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドの設置			
	一般トイレ(男女それぞれ)に乳幼児用設備の設置や、広めの便房を設けるなどの機能分散を図る			
	靴を履き替える場所に手すりやいすを用意			
	男性用小便器への手すりの設置			
	一般トイレへの手すり付き便房の設置			

駐車場	障がい者用駐車スペースの増設			
案内設備	ピクトグラムによるバリアフリー設備の情報提供の充実			
	バリアフリールートなどがわかりやすい施設の全体案内図の設置			
人的対応・心のバリアフリー	案内設備や誘導用ブロックの設置、人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮			
	車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施			継続
	駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施			継続
	職員等への接遇研修の実施			継続

■ 【保健・福祉施設-2】心身障害者福祉センター（図書館下戸田南分室）

事業主体	戸田市			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
基本的なバリアフリー設備は設置されているものの、建築から35年が経過していることから、時代の変化とともに追加の整備が必要となっている。今後は、市民意見等を踏まえながら、設備の改修や充実を図る。				
バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
出入口・敷地内通路	輝度比が確保された誘導用ブロックの整備			
	誘導用ブロックとの違いがわかりやすく、がたつきのない平坦な舗装の整備			
建物内通路	物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロック上に物が置かれることのないよう留意			継続
トイレ	車いす使用者用トイレにおいて、十分な広さの確保と、動線を阻害しないように留意した設備の設置			
	オストメイト対応の流し台や着替え台の設置			
	流すボタンなど各設備の位置を JIS 規格に合わせて統一			
	視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意			
駐車場	障がい者用駐車スペースにおける屋根の設置			
案内設備	ピクトグラムによるバリアフリー設備の情報提供の充実			
	緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置			

案内設備(つづき)	各階におけるフロア案内図の設置			
その他設備	男性でも安心して利用できるよう配慮された授乳室の設置			
	受付や窓口における耳マーク等の掲示			
	出入口付近の借りやすい位置に貸出用の車いすを設置			
人的対応・心のバリアフリー	案内設備や誘導用ブロックの設置、人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮			継続
	車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施			継続
	駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施			継続
	従業員等への接遇研修の実施			継続

■ 【保健・福祉施設-3】福祉保健センター（社会福祉協議会・障害者基幹相談支援センター）

事業主体	戸田市			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
平成23年（2011年）建築で、最新の規格には対応していない部分もあるが、基本的なバリアフリー設備は設置済となっている。今後は市民の意見も参考にしながら、設備の改修や案内の充実、心のバリアフリーの推進を図りより市民が安心して利用できる施設を目指す。				
バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
建物内通路	物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロック上に物が置かれることのないよう留意			継続
トイレ	流すボタンなど各設備の位置を JIS 規格に合わせて統一			
	視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意			
案内設備	市民への利用案内の充実			継続
その他設備	受付や窓口における耳マーク等の掲示			
人的対応・心のバリアフリー	案内設備や誘導用ブロックの設置、人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮			継続
	車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施			継続
	駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施			継続
	従業員等への接遇研修の実施			継続

■ 【保健・福祉施設-4】健康福祉の社（中央地域包括支援センター）

事業主体	戸田市			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
要介護高齢者が利用する施設であり、ハード面でのバリアフリーは整備されている。また、利用者やその家族に対し個別対応を行っており、今後も引き続き、人的対応・心のバリアフリーを推進する。				
バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
人的対応・心のバリアフリー	従業員等への接遇研修の実施	継続		

■ 【医療施設-2】戸田中央総合病院

事業主体	医療法人社団東光会			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
病院という施設であるため車いす等の利用を考慮しており、基本的なバリアフリー設計となっている。今後は設備的バリアフリーだけでなく、心のバリアフリー（接遇、多言語対応等）を強化していく必要がある。				
バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
出入口・敷地内通路	道路から連続し、JIS規格に適合した誘導用ブロックの整備		■	
	輝度比が確保された誘導用ブロックの整備			■
建物内通路	階段の上下やエレベーターのボタンの前など、必要な箇所に誘導用ブロックの設置		■	
	車いすが安全に待機できる待合スペースを確保	■		
トイレ	介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドの設置			■
	視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意		■	
	トイレの改修による使いやすさの向上			■
駐車場	障がい者用駐車ますにおける屋根の設置		■	
	施設周辺の交通誘導を行い、施設利用者等の安全性の向上	継続		

案内設備	バリアフリールートなどがわかりやすい施設の全体案内図の設置	■		
	緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置		■	
その他設備	受付や窓口における筆談用具の設置と耳マーク等の掲示	■		
人的対応・心のバリアフリー	案内設備や誘導用ブロックの設置、人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮	継続		
	車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施	■		
	駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施	■		

■ 【商業施設-1】 イオンモール北戸田

事業主体	イオンリテール株式会社			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
<p>イオンは、平成6年（1994年）に施行された「ハートビル法（平成18年（2006年）から「バリアフリー新法）」に基づく独自の設計基準を作成し、新店舗の建築や既存店舗の改築時に活用している。令和2年（2020年）2月末現在、約760以上の施設が「バリアフリー新法」の認定を取得している。また、「ユニバーサルデザイン」の考え方を店舗づくりに採り入れ、機能・デザイン面でも取組を強化している。今後、従来の顧客層に加えてシニア層のお客さまが増えることを考慮し、ユニバーサルデザインの考え方を全店舗に広げていくことを目指している。</p>				
バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
建物内通路	物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロック上に物が置かれることのないよう留意	継続		
上下移動	車いす利用者などが利用しやすいようエレベーターの改善			■
駐車場	障がい者用駐車スペースにおける屋根の設置			■
案内設備	バリアフリールートなどがわかりやすい施設の全体案内図の設置			■
	車いすなどでも見えやすい低い位置への案内サイン、誘導サイン等の設置			■
	道路から建物出入口までの敷地内通路における案内の充実			■
	建物出入口からインフォメーションまでの案内誘導や、建物出入口での呼び出しができるインターホンを充実し、人的対応が受けやすいように配慮			■
その他設備	貸出用車いすの増設検討	検討中		

その他設備 (つづき)	赤ちゃん休憩室に、車いすでも使える低めのおむつ替えシートの設置			
	車いす使用者用カートが存在や使い方の周知		継続	
人的対応・ 心のバリアフリー	車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施		継続	
	駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施		継続	
	従業員等への接客研修の実施		継続	
	セルフレジ利用やキャッシュレス対応等が難しい人がいることに留意した人的対応の実施		継続	

■ 【商業施設-2】スーパーバリュー戸田店

事業主体	株式会社スーパーバリュー			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
令和2年(2020年)9月～令和3年(2021年)2月にかけて屋上駐車場に3台分の障がい者用駐車スペース設置済み。1階は元々障がい者用駐車スペースが2台分ある。1階の車いす使用者用トイレを改修工事を令和3年(2021年)9月に実施し、令和3年度(2021年度)中に便器の入れ替えを予定している。				
バリアフリー設備等の状況(整備済みの項目を記載)				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
建物内通路	物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロック上に物が置かれることのないよう留意			継続
案内設備	緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置			
その他設備	男性でも安心して利用できるよう配慮された授乳室の設置			
	車いす使用者にも使いやすい低い受付カウンターの設置			
	受付や窓口における筆談用具の設置と耳マーク等の掲示			
人的対応・ 心のバリアフリー	車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施			継続
	駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施			継続
	従業員等への接客研修の実施			継続

■ 【商業施設-3】 T-FRONTE

事業主体	住倉建物サービス株式会社			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
平成 28 年（2016 年）の新築により基本的なバリアフリー設備は設置されている。今後、市民意見を踏まえて、案内の充実、心のバリアフリーの推進を図る。				
バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
人的対応・心のバリアフリー	車いす利用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施		継続	
	駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施		継続	
	従業員等への接遇研修の実施(各テナントで実施)		継続	

■ 【商業施設-5】 ビーンズ戸田公園

事業主体	株式会社ジェイアール東日本都市開発戸田公園ショッピングセンター営業所			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
平成 25 年（2013 年）のリニューアルにより基本的なバリアフリー設備は設置されている。これまで心のバリアフリーに関する取組として、テナントスタッフに対して多様な利用者への接遇向上の研修を行ってきた。今後も継続して、目配り心配りを行い、安心してご利用できるショッピングセンターを運営していく。				
バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
出入口・敷地内通路	十分な幅員の出入口を確保			
トイレ	視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意			
駐車場	車いす利用者の乗降に十分な大きさ（3.5m×5.0m以上）の駐車スペースを確保			
	障がい者用駐車スペースであることがわかるよう、表示板や路面への国際シンボルマークの塗装等の実施			
案内設備	エレベーターやトイレ等、主要箇所への音声案内の設置			
その他設備	男性でも安心して利用できるよう配慮された授乳室の設置			

人的対応・ 心のバリアフリー	車いす利用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施	
	各テナントにおいて、セルフレジ利用やキャッシュレス対応等が難しい人がいることに留意した人的対応の実施	継続
	各テナントにおいて、従業員等への接遇教育の実施	継続

■ 【商業施設-13】 ヤオコー戸田駅前店

事業主体	株式会社ヤオコー		
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針			
基本的にバリアフリー対応の施設となっている。今後も時代のニーズに合わせた設備の導入を検討する。			
バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）			
事業内容・実施時期			
項目	事業内容	実施時期	
		前期	後期 展望期
駐車場	障がい者用駐車ますにおける屋根の設置		
案内設備	緊急時における高齢者、障がい者等の確認・誘導への配慮	継続	
その他設備	受付や窓口における耳マーク等の掲示		
人的対応・ 心のバリアフリー	車いす利用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施		
	従業員等への接遇研修の実施	継続	
	セルフレジ利用やキャッシュレス対応等が難しい人がいることに留意した人的対応の実施	継続	

5-5 都市公園特定事業

■ 【公園・緑地-1】後谷公園

事業主体	戸田市			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
車いす使用者用トイレの設置などのバリアフリー化が図られており、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
出入口	車いす使用者が円滑に出入りできる出入口の確保			■
園路	車いす使用者でも通行しやすく舗装された園路の整備			■
トイレ	着替え台の設置			■
	介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドの設置			■
	視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意			■
	男女共用トイレの導入の検討			■
案内設備	バリアフリールートなどがわかりやすい全体案内図の設置			■
	各出入口の名称の表示			■

■ 【公園・緑地-5】北部公園

事業主体	戸田市			
施設の現状とバリアフリー化の今後の方針				
公園リニューアル計画に基づき、公園活用のプログラム導入時に、バリアフリー化も含め、プログラム導入を補う施設に改修していく。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
出入口	車いす使用者が円滑に出入りできる出入口の確保			■
園路	北側広場の舗装の平坦化	■		
上下移動	球場正面の階段への手すりの設置			■
トイレ	着替え台の設置			■
	介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドの設置			■
案内設備	バリアフリールートなどがわかりやすい全体案内図の設置			■

5-6 教育啓発特定事業（心のバリアフリー）

事業主体	戸田市			
バリアフリー化の今後の方針				
障がいへの正しい理解や合理的配慮の方法を浸透させ、だれもが積極的に助けあい・支えあえる社会を構築するため、庁内関係部署と連携し、取組を充実する。				
事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		前期	後期	展望期
障がい理解の 周知・啓発	市民向けの出前講座や啓発動画の配信、小学生向けの「心と情報のバリアフリー」に係る啓発活動など、配慮が必要な人に関する正しい知識の啓発及び理解の促進	継続		
	ヘルプカードやハート・プラスマークの配布など、「見えにくい障がい」への理解の促進	継続		
	駅前ロータリーでの障がい者用駐車ますの適正利用に関するマナー啓発	継続		
	パラスポーツフェスタの開催や、障がい者支援を行う団体と連携した障がい者等の参画促進・交流事業の充実	継続		
学校教育活動での教育啓発	総合的な学習の時間や職場体験学習等による、児童、生徒へのバリアフリーに関する教育啓発の実施	継続		
体験・学習による 教育啓発の 機会の創出	研修会への参加による、教員の心のバリアフリーに関する教育啓発	継続		
	新規採用職員研修での「人権研修」や教養講座「障がい者理解促進」などにより、障害者差別解消法の啓発を実施	継続		

第6章 バリアフリーに関する情報提供の取組

6-1 本市における情報のバリアフリーの現状

市のホームページでは、年齢や身体条件、利用する閲覧環境などに関係なく、本市の情報やサービスを提供することができるよう、ウェブアクセシビリティ※に配慮したホームページ制作に取り組んでいます。

令和元年（2019年）11月の市のホームページリニューアルでは、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」及びウェブアクセシビリティの基準である「JIS X 8341-3:2016」への対応を行い、適合レベル AA 準拠（一部 AAA 基準を満たす）の試験結果が出ています。

これにより、障がいのある方も含め、市の発信する情報にアクセスしやすい状況を構築できおり、今後も継続的に試験を実施し、状況に応じて見直しを図ることとしています。

バリアフリーに関する施設情報については、市のホームページで公開している「いいとだマップ（電子地図）」で掲載しており、公共施設や医療施設、店舗などを対象に主要なバリアフリー設備（車いす使用者用トイレ、誘導用ブロックなど）の有無といった情報を提供しています。

今後も継続的な施設の追加・更新が重要となります。

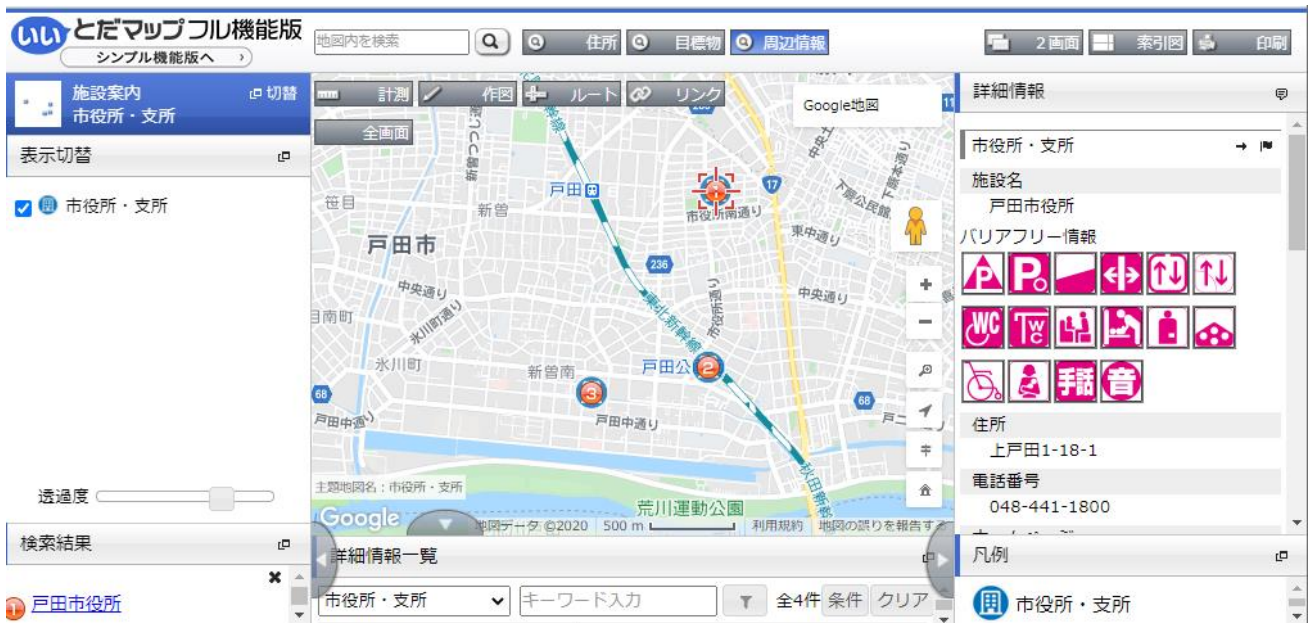


図 施設のバリアフリー情報の表示内容の例

※ウェブアクセシビリティ：高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。

6-2 情報のバリアフリー促進のための取組

(1) いいとだマップの現状に関する意見

促進方針では、情報のバリアフリー促進のための取組として、「いいとだマップの活用促進」を位置づけ、下記の取組を行うこととしています。

- ◆ 生活関連施設・公園・道路等に関する記載の充実
- ◆ アクセシビリティに配慮したページへの継続的な改善
- ◆ いいとだマップの認知度向上のための周知活動

これを踏まえ、より具体的に取組を進めていくため、策定協議会委員の協力を得て、実際に現在の「いいとだマップ」を使ってバリアフリー情報を調べていただき、良い点や改善すべき点、収集が必要な情報などについてご意見をいただきました。

表 いいとだマップに対する主な意見

いいとだマップへのアクセスについて
<ul style="list-style-type: none"> ● 市のホームページから直接アクセスできてわかりやすい。 ● 検索サイトの検索でも一番上位にヒットした。 ● いいとだマップにアクセスできたとしても、バリアフリーマップがあるとされなければ気づかないかもしれない。
操作性について
<ul style="list-style-type: none"> ● 「利用規約の同意」までたどり着くことができれば、利用方法は直感的にわかる。 ● シンプル機能版とフル機能版の切り替えがわかりにくい。 ● スマートフォンでは思い通りに動かず、操作しやすいとは言にくい。 ● パソコン版では、カーソルを地図上のアイコンに合わせれば施設名称が出るようにすると操作しやすくなる。 ● 音声読み上げに対応していないので視覚障がい者では検索が難しい。
掲載情報について
<ul style="list-style-type: none"> ● 商店、飲食店、美容室、病院が追加されると良い。 ● バリアフリー情報と一緒に写真が見られるとイメージしやすい。 ● 各施設の人的対応や支援に関する情報があると良い。 ● 経路の情報（段差等）についても表示できると良い。 ● バリアフリーだけでなく、バリアの情報があれば対策を検討して外出できる。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ● 掲載されている店舗等の数が少ないため、今後増えていくと良い。 ● 更新が平成 24 年度（2012 年度）となっているので、関係団体等と協力しながら、施設等の最新情報を共有・アップデートしていけると良い。 ● 利用者の声を書き込めるような仕組みがあると良い。 ● SNS などを通じて、バリアフリーマップの利用促進のための PR が必要である。

(2) いいとだマップの充実に向けた取組の推進

意見を踏まえ、いいとだマップの改善や充実に向けた取組を推進していきます。

いいとだマップの操作性、掲載情報の有益性の向上を図り、誰もが使いやすく、まちなかの情報を容易に得ることができる環境の形成を目指すとともに、より多くの市民等に利用してもらえよう、周知を図ります。

◆ いいとだマップの操作性向上

子育て世代や高齢者、障がい者など多様な利用者を想定し、アクセシビリティに配慮した操作性の向上を図ります。

【取組方策例】

- シンプル機能版でバリアフリー情報を容易に確認できるようにする
(パソコン・スマートフォンそれぞれから)
- ページトップにおけるバリアフリー情報検索へのリンクは常に表示されるようにする
- 動画などを用いた操作方法の紹介
- 音声読み上げ機能の検討 等

◆ 掲載情報の充実

ニーズにあった情報提供を行い、利用者にとって有益な情報提供の場の形成を図ります。

【取組方策例】

- 道路(生活関連経路)のバリア/バリアフリー情報の追加
- 商業施設や飲食店、公園など、日常的に利用する施設の情報を追加
- 大型ベッドのあるトイレの有無に関する情報の追加
- 各施設管理者や利用者等が施設情報の更新や写真の追加等ができる方法の検討 等

◆ いいとだマップの利用促進

いいとだマップの認知度向上のための周知活動を継続的に実施します。

【取組方策例】

- SNS や市の広報などでの周知
- いいとだマップにスマートフォンでアクセスできる二次元バーコードを掲載したリーフレットの作成
- 障がい者団体などへの利用方法の指導・講習等の実施 等

7-1 特定事業計画の作成

基本構想の作成後、特定事業を位置づけた施設設置管理者等は、基本構想に基づく具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、事業を実施することがバリアフリー法で義務づけられています。

また、特定事業計画作成時には、基本構想を作成した市町村や他の関係事業者への意見照会、高齢者や障がい者等の意見反映を行う努力義務が課せられています。

本市では、基本構想の実現に向けて、市と市民、利用者と関係事業者等が連携・協力してバリアフリー化を推進していくとともに、重点整備地区における施設設置管理者等は、関係者との十分な意見交換を行ったうえで令和4年度（2022年度）中に特定事業計画を作成することとします。

また、特定事業計画作成後は、基本構想の基本目標や基本方針に則った特定事業が実施されるように、定期的に事業の進捗状況の調査を行うとともに、関連する情報の提供や関係者間の連絡調整をする場を設けることで、継続的な事業の推進に努めます。

7-2 事業実施段階での市民意見の反映及び相互理解の促進

重点整備地区における特定事業等の実施段階においては、駅前交通広場整備等、特に重要性の高い事業について、多様な当事者の参加による意見交換等を実施し、市民意見の反映や相互理解の促進を図るよう働きかけていきます。取組の推進にあたっては、基本構想の検討にあたった策定協議会の体制を活用し、協議会など新たな組織を立ち上げ、結果の取りまとめや公表を行うことが考えられます。

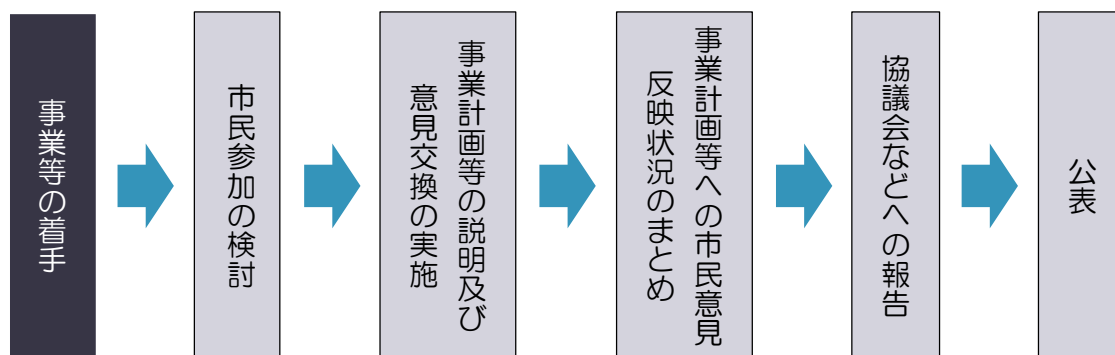


図 市民参加を踏まえた意見収集の流れのイメージ

また、特定事業に基づき実際に施設整備等が実施された際には、必要に応じて当事者参加による現場確認を行い、市民意見を踏まえた改善を働きかけたり、好事例を他施設の整備に活かすなど、事後評価と合わせてさらなる取組への展開を図ります。

7-3 基本構想の継続的な見直し

基本構想については、策定(Plan)後の特定事業等の実施(Do)を受けて、その結果を評価(Check)し、社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて見直し(Act)といったPDCAサイクルにより、現状に則した計画となるよう段階的かつ継続的な見直しを行っていきます。

そのため、7-2 で述べた新たな組織による管理などにより、継続的に基本構想の推進及び進捗状況の確認などを行い、着実な実行に努めます。また、促進方針及び基本構想についてはおおむね5年ごとに事業の実施状況などの効果検証等を行い、必要に応じて見直しを行います。

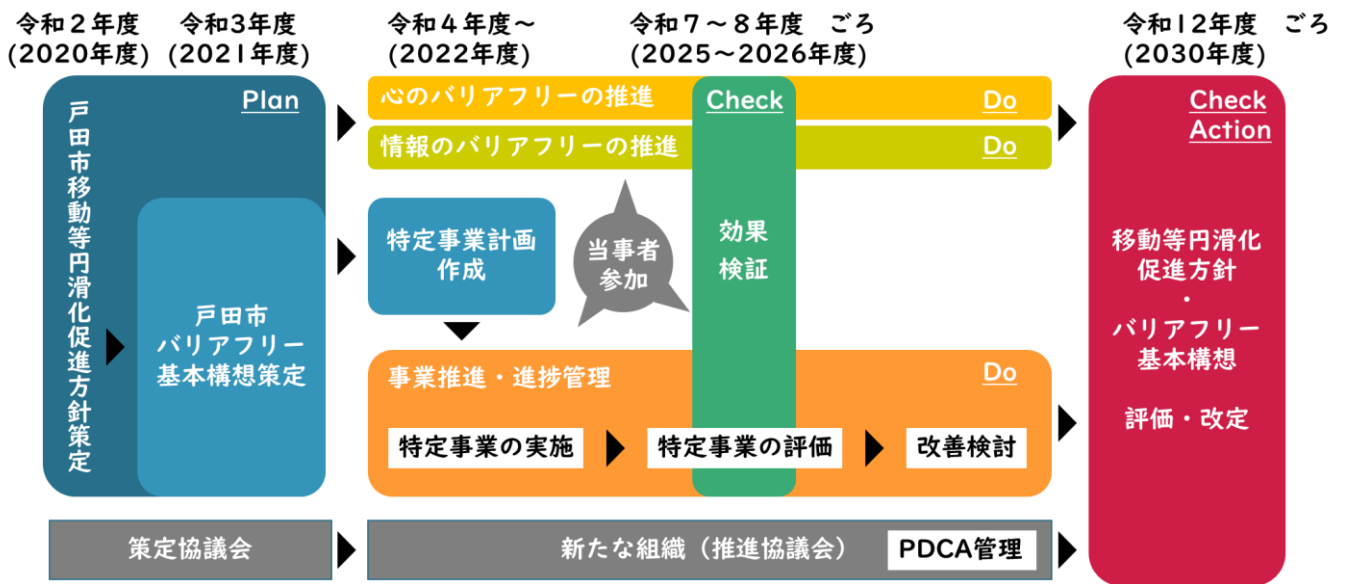


図 促進方針・基本構想におけるPDCAサイクル

參考資料

参考 1 戸田市バリアフリー基本構想策定協議会 要綱

戸田市バリアフリー基本構想策定協議会 要綱

令和 3 年 2 月 1 9 日市長決裁

(設置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号）第 2 5 条の規定に基づき戸田市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、同法第 2 6 条の規定に基づき戸田市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) その他基本構想の策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、別表第 1 の委員をもって組織し、市長が委嘱又は任命をする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は戸田市移動等円滑化促進方針策定協議会要綱（令和 2 年 1 月 2 1 日市長決裁）に規定する戸田市移動等円滑化促進方針策定協議会の会長をもって充て、副会長は同協議会の副会長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決す

るところによる。

4 別表第1の2の項から9の項までに規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員が委任状（別記様式）にて指名する者が代理として出席できるものとし、同表の10の項に規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員（同じ所属の職員とする。）が代理として出席できるものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（書面等による審議）

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長又は市長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、前条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、前条第5項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

（協議結果の報告）

第7条 会長は、第2条に掲げる事項の協議を完了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

（謝金）

第8条 会長及び副会長の謝金として、別表第2に定める額を予算の範囲内で支払うものとする。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、基本構想を策定した日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

別表第1（第3条関係）

団体・組織名		人数	
1	学識経験者	2	
2	障害者団体	戸田市身体障害者福祉会	2
		戸田市心身しょうがい児・者を守る親の会	1
		戸田市聴力障害者協会	1
3	高齢者団体	戸田市老人クラブ連合会	1
4	子育て支援団体	特定非営利活動法人戸田ほっと社会館	1
5	地域活動団体	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会	1
		戸田市町会連合会	1
		戸田市商工会	1
		戸田市民生委員・児童委員協議会	1
6	関係行政機関	国土交通省関東運輸局交通政策部バリアフリー推進課	1
		埼玉県企画財政部交通政策課	1
		埼玉県県土整備部道路環境課	1
		埼玉県都市整備部都市計画課	1
7	施設設置管理者	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所	1
		国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所	1
		埼玉県さいたま県土整備事務所	1
8	公共交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	1
		国際興業株式会社	1
		一般社団法人埼玉県乗用自動車協会	1
9	公安委員会	埼玉県蕨警察署	1
10	市		7

別表第2（第8条関係）

役職等	金額（円）
会長	14,000
副会長	13,500

委 任 状

年 月 日

（宛先）

戸田市バリアフリー基本構想策定協議会会長

団体・

組織名 _____

氏 名 _____

私は、同団体・組織の（代理人の職・氏名） _____
を代理人と定め、下記事項について代理人へ委任します。

記

- ・ 第 回戸田市バリアフリー基本構想策定協議会における議決について

参考2

戸田市バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿

No	区分	所属	氏名
1	学識経験者	埼玉大学大学院 理工学研究科 環境科学・社会基盤部門	久保田 尚
2		東洋大学 ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科	菅原 麻衣子
3	障害者団体	戸田市身体障害者福祉会	猫本 力
4			石原 純子
5		戸田市心身しょうがい児・者を守る親の会	内海 靖美
6		戸田市聴力障害者協会	永住 晶子
7	高齢者団体	戸田市老人クラブ連合会	梅澤 正由
8	子育て支援団体	特定非営利活動法人 戸田ほっと社会館	石野 友子
9	地域活動団体	社会福祉法人 戸田市社会福祉協議会	飯田 直子
10		戸田市町会連合会	細井 幸雄
11		戸田市商工会	横田 秀子
12		戸田市民生委員・児童委員協議会	小山 昌彦
13	関係行政機関	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課	上野 雅男
14		埼玉県 企画財政部 交通政策課	浪江 治
15		埼玉県 県土整備部 道路環境課	相原 秀行
16		埼玉県 都市整備部 都市計画課	鳴海 太郎
17	施設設置管理者 (道路管理者)	国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所	阿部 俊彦
18		国土交通省 関東地方整備局 北首都国道事務所	佐藤 眞平
19		埼玉県 さいたま県土整備事務所	吉澤 隆
20	公共交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	佃 晋太郎
21		国際興業株式会社	小平 隆宏
22		一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会	藤田 茂
23	公安委員会	埼玉県蕨警察署	中村 裕嗣
24	市	企画財政部	石橋 功吏
25		市民生活部	櫻井 聡
26		環境経済部	吉野 博司
27		健康福祉部	久川 理恵
28		こども健やか部	松山 由紀
29		都市整備部	小野 康平
30		教育委員会事務局	山上 睦只

戸田市バリアフリー基本構想

発行年月 令和4年(2022年)3月
発行 戸田市
〒335-8588 戸田市上戸田1丁目 18番1号
電話 048-441-1800(代表)
ホームページ <http://www.city.toda.saitama.jp/>
編集 戸田市都市整備部まちづくり推進課

第5章 特定事業の内容 【本編P.31～】

特定事業とは、基本構想における生活関連施設・生活関連経路、特定車両等のバリアフリー化を具体的な計画にするためのものです。

アンケート調査やまち歩きワークショップ等での市民意見やバリアフリー化の促進に向けた配慮事項を基に事業内容を設定しています。

6つの特定事業の主な内容					
特定事業種別	事業数	事業者	事業箇所	主な事業内容	実施時期
1.公共交通 特定事業	7	東日本旅客鉄道株式会社	市内3駅	ホームドアや可動式ホーム柵の設置	展望期
		国際興業株式会社	路線バス、tocoバス(美笹循環以外)	路線バスへのノンステップバス導入	前期
		埼京タクシー株式会社	tocoバス(美笹循環)、タクシー	乗務員の接客研修の充実	継続
2.道路 特定事業	67	国	国道298号	視覚障害者誘導用ブロックの連続性確保	前期
			国道17号	歩きスマホ、自転車利用のルール啓発等	継続
		埼玉県	県道3路線	視覚障害者誘導用ブロックの整備	後期
			戸田市	市道(58路線)、駅前交通広場(4箇所)	移動等円滑化基準に準じた歩道の整備(歩道の新設、歩道の横断勾配、視覚障害者誘導用ブロックの設置など)
3.交通安全 特定事業	1	埼玉県公安委員会、蕨警察署	重点整備地区内主要経路等	バリアフリー対応信号機の導入の推進	順次
4.建築物 特定事業	20	戸田市	公共施設(14施設)	緊急情報を文字で提供するモニターなどの設置	後期
		民間事業者等	民間施設(6施設)	受付や窓口における筆談用具設置とその周知	継続
5.都市公園 特定事業	2	戸田市	後谷公園、北部公園	北部公園の北側広場の舗装平坦化	前期
6.教育啓発 特定事業	1	戸田市	市民、市内小中学生、市職員等	バリアフリーに関する教育・啓発	継続

【実施時期の凡例】 前期：令和3年度～令和7年度、後期：令和8年度～令和12年度、展望期：令和13年度以降、継続：計画期間を通じて継続的に実施、順次：実現可能箇所・必要箇所から順次実施

第6章 バリアフリーに関する情報提供の取組 【本編P.93～】

情報のバリアフリー促進のための取組として、「いいとだマップの活用促進」を位置づけ、基本構想では下記の取組を行います。

いいとだマップの充実・活用促進

- (1) いいとだマップの操作性向上 (例：動画などを用いた操作方法の紹介 等)
- (2) 掲載情報の充実 (例：道路(生活関連経路)のバリア/バリアフリー情報の追加 等)
- (3) いいとだマップの利用促進 (例：SNSや市の広報などでの周知 等)

第7章 基本構想の実現に向けて 【本編P.96～】

下記の取組を推進し、促進方針の実現を促進していきます。

- (1) 特定事業計画の作成
- (2) 事業実施段階での市民意見の反映及び相互理解の促進
- (3) 基本構想の継続的な見直し

戸田市バリアフリー基本構想 【概要版】

発行年月 令和4年(2022年)3月
 編集・発行 戸田市役所 都市整備部 まちづくり推進課
 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1
 電話 048-441-1800(代表) / FAX 048-433-2200

戸田市バリアフリー基本構想(案)【概要版】

第1章 はじめに 【本編P.1～】

(1) 基本構想策定の目的

平成30年(2018年)5月のバリアフリー法の改正により、市町村における促進方針・基本構想の策定が努力義務となったことを踏まえ、市のバリアフリー推進の考え方を示すことを目的として、『戸田市移動等円滑化促進方針(以下「促進方針」という。)]を令和3年(2021年)3月に決めました。

既存の施設のうち、相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設等多様な施設(生活関連施設)のバリアフリー化と、これらを結ぶ経路(生活関連経路)の面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的として、『戸田市バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)]を策定し、促進方針を実現するための重点整備地区や特定事業等についての具体的な事業を示します。

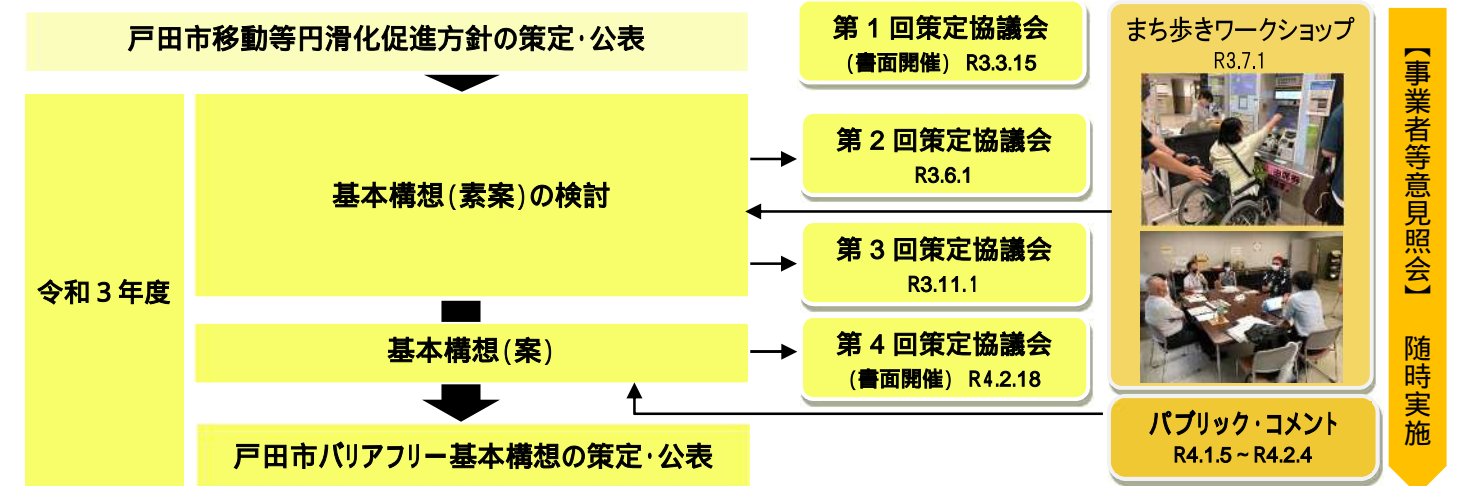
バリアフリー法(『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』を改正したもの) 一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的とした法律。基本理念を示すとともに取組の段階的かつ継続的な改良・向上を図り、さらなるバリアフリー化を推進するため、段階的な法改正が行われている。

(2) 計画期間

基本構想の計画期間は、令和3年度～令和12年度(2021年度～2030年度)とします。

(3) 検討の進め方

戸田市バリアフリー基本構想策定協議会を中心に、まち歩きワークショップ及び事業者説明等を実施し、検討を進めました。



第2章 バリアフリー化の基本目標と基本方針 【本編P.10～】

(1) 基本目標

バリアフリー法に定める「共生社会の実現」を目指すため、高齢者や障がい者をはじめ、その支援者、子育て世代、外国人や性的マイノリティなど全ての市民が社会生活をしていく上での様々なバリア(社会的障壁)の除去(=バリアフリー)を進めていきます。基本構想においても、促進方針で設定した基本目標を踏襲するものとします。

だれもが 認めあい、話しあい、支えあい、安全・安心に暮らせるまち

(2) 基本方針

基本構想においても、促進方針で設定した基本方針を踏襲するものとします。

- 1. だれもが移動しやすい環境づくり
- 2. 多様な当事者参加による共生社会の実現
- 3. 支えあいの意識啓発と心のバリアフリーの推進
- 4. 安心して外出できるわかりやすい情報の発信
- 5. ハード・ソフト一体的な取組による整備効果の向上
- 6. 段階的かつ継続的なバリアフリー化の推進

第3章 重点整備地区の設定 【本編P.16～】

(1) 重点整備地区の設定

重点整備地区とは、市内のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための地区です。市のまちづくりの方向性との整合性を図る観点から、下記の考え方で重点整備地区を設定します。

促進方針で定めた移動等円滑化促進地区（以下「促進地区」という。）の中に重点整備地区を定める。
 立地適正化計画に定める都市機能誘導区域は重点整備地区とする。
 都市機能誘導区域外であっても、各駅から半径500m程度以内に生活関連施設が立地する場合は、当該施設を含む範囲で重点整備地区を定める。
 各駅から半径500mを大きく超える場合であっても、高齢者、障がい者などが日常生活又は社会生活で利用する公共施設等が立地する場合は、当該施設も含む範囲で重点整備地区とする。

(2) 生活関連施設の設定

促進地区における生活関連施設の位置づけを踏襲し、高齢者、障がい者などが日常生活又は社会生活で利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などを生活関連施設として位置づけます。

(3) 生活関連経路の設定

促進地区における設定要件と同様に、生活関連施設相互をつなぐ経路を生活関連経路として位置づけます。

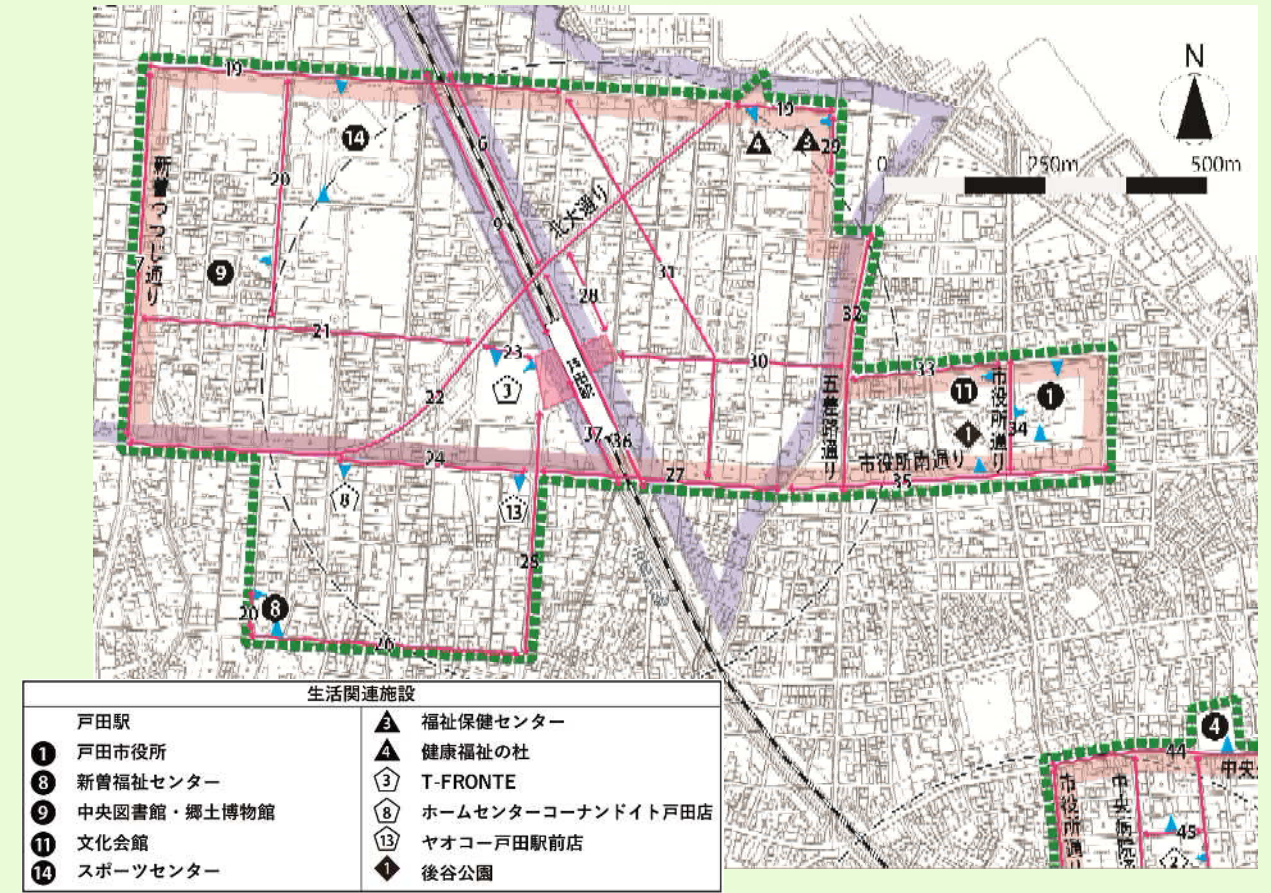
第4章 重点整備地区におけるバリアフリー化の促進 【本編P.21～】

生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー整備にあたって、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合や関連するガイドライン、条例等に留意した整備を推進します。また、アンケート調査やまち歩きワークショップでの市民意見を踏まえ、公共交通、道路、交通安全、建築物（駐車場含む）、都市公園等の5つの項目について、「バリアフリー化の促進に向けた共通の配慮事項」を整理しています。

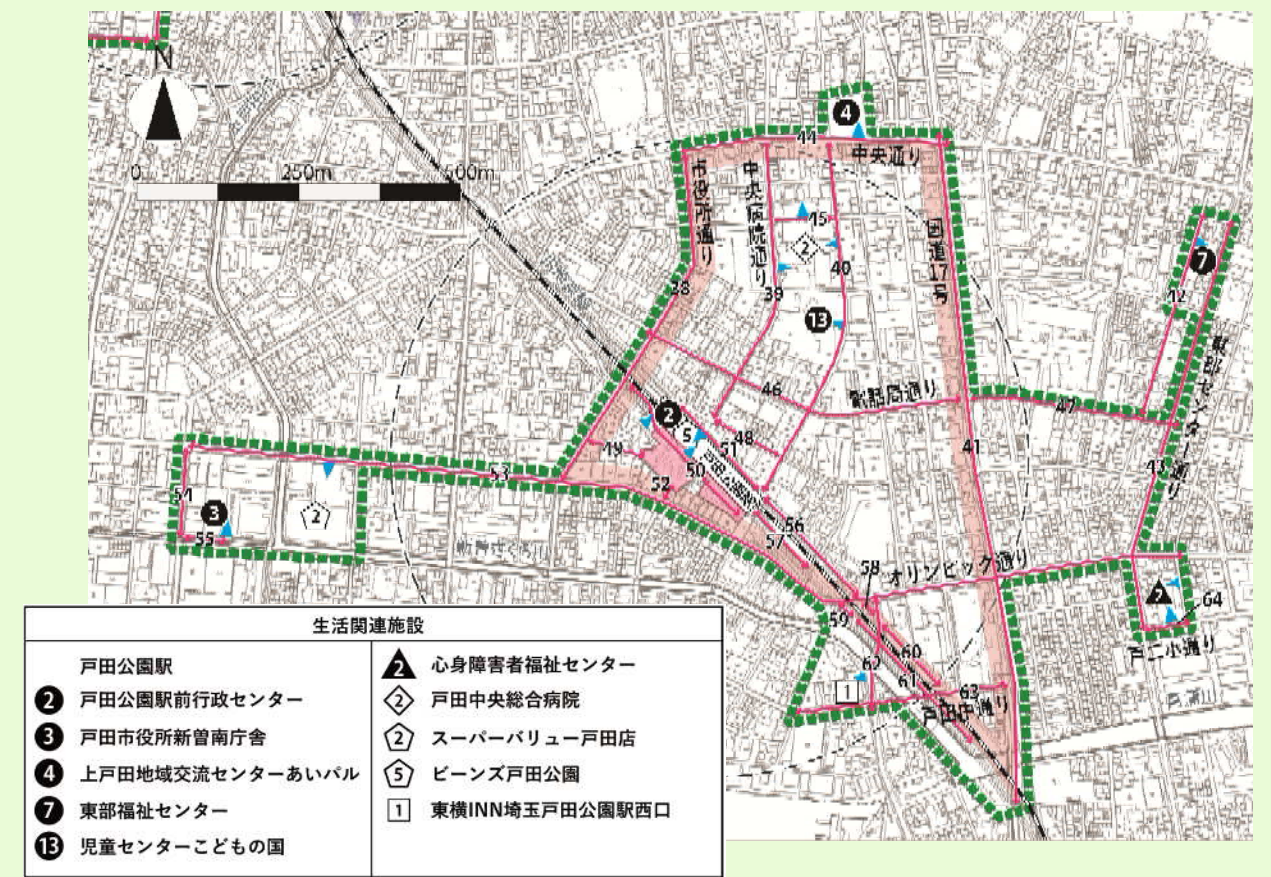
市民から意見が出された整備例



重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（戸田駅周辺）



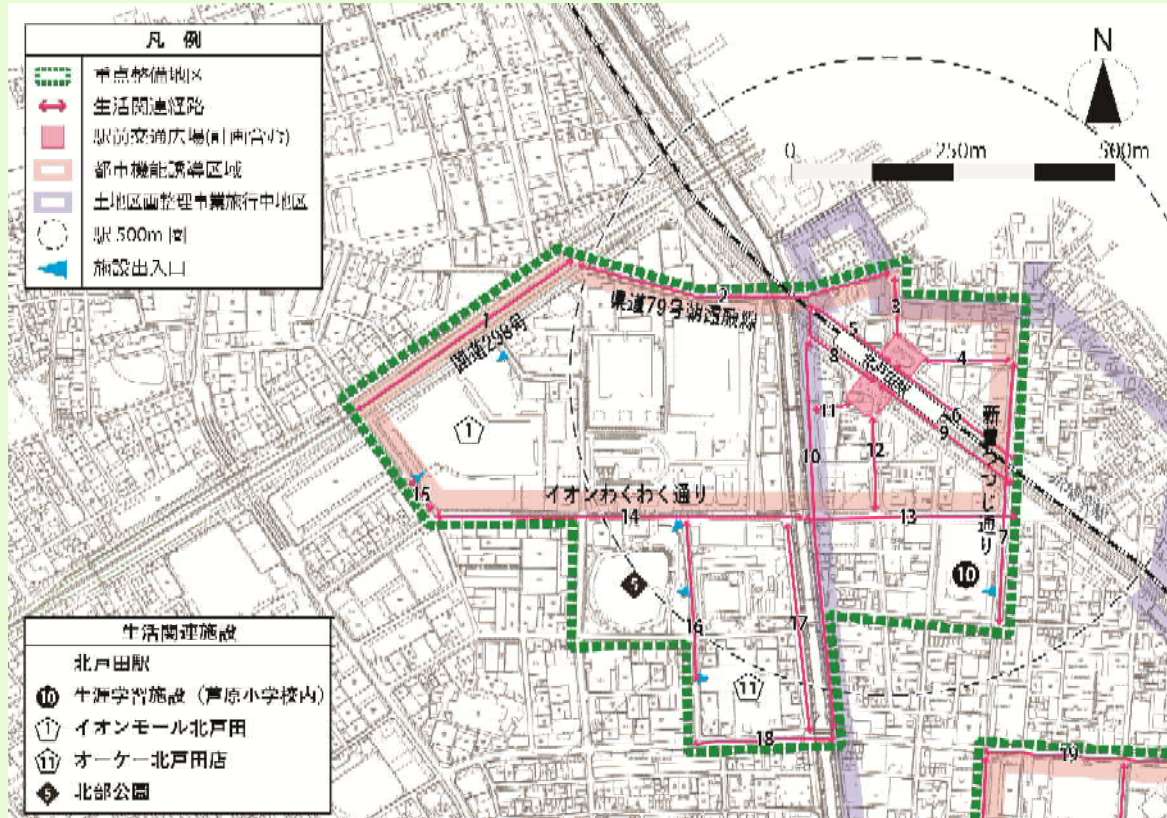
重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（戸田公園駅周辺）



生活関連経路上の数字については、本編32～33ページの一覧の番号に対応しています。市内の主要な施設から、重点整備地区内の生活関連施設のみを掲載しているため、順番になっていません。

図 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（北戸田駅周辺）



今後の進め方について

令和2年度に策定した「戸田市移動等円滑化促進方針」(以下「促進方針」という。)に引き続き、令和3年度では「戸田市バリアフリー基本構想」(以下「基本構想」という。)の策定に向けた検討を行ってきました。

次年度以降は、以下のPDCAサイクルに基づき、段階的かつ継続的な見直し・検討を行っていきます。

検討にあたっては、新たな組織(協議会)を中心に、以下の体制・スケジュールで検討を進めていきます。

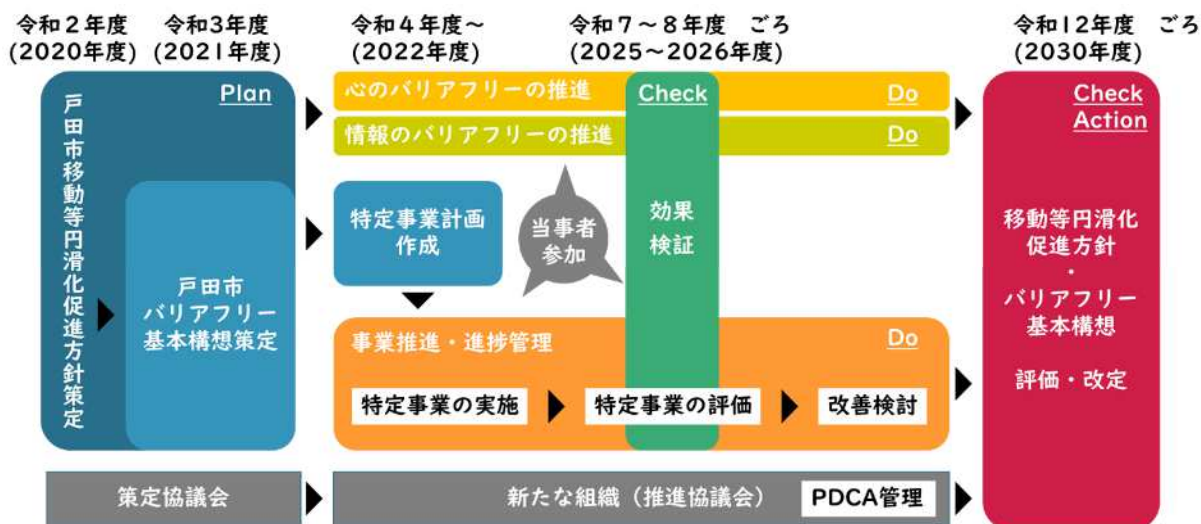


図 促進方針・基本構想におけるPDCAサイクル

1. 推進体制と役割・構成

協議会を中心として、特定事業計画の作成及びいいとだマップの活用促進に向けた意見交換等を実施し、促進方針・基本構想の実現に向けた検討を進めていきます。

組織・活動	活動内容	参加者の構成
協議会 (令和4年度2回を予定)	促進方針・基本構想の推進や特定事業計画の作成に関して協議・調整を行う。	学識経験者・障がい者団体・高齢者団体・子育て支援団体・施設設置管理者・関係行政機関等
特定事業計画の作成	基本構想に位置づけた特定事業の推進のため、特定事業計画を検討する。	施設設置管理者・行政関係者(庁内)
いいとだマップの活用促進に向けた意見交換	促進方針・基本構想に示したいいとだマップの活用促進に向け、これまで収集した意見を踏まえて改善したいいいとだマップの評価を行い、更なる充実を図る。	協議会委員

図 促進方針・基本構想の推進における検討組織の活動内容と構成

2. 来年度のスケジュール

